



島根県報

平成19年 5 月29日 (火)

号外 第 79 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

監査告示

外部監査人補助者の選任 1

監査公表

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置 1

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置 31

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 1 項の規定に基づき包括外部監査人福田龍太から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 5 月29日

島根県監査委員	福 間 賢 造
同	大 屋 俊 弘
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

弁護士 大村修二郎 松江市春日町528番地 1 スタンス302

税理士・公認会計士 利弘 健 松江市西法吉町 9 番34号

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成19年 5 月21日から平成20年 3 月31日

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した平成17年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から平成19年 3 月末日までに通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成19年 5 月29日

島根県監査委員	福 間 賢 造
同	大 屋 俊 弘
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

	<p>学生寮建物 厨房 27.60㎡</p> <p>減 免 額</p> <p>学生寮建物 土地 28,750円</p> <p>建物 198,210円 計226,960円</p>
<p>(3) 地域振興部</p> <p>① 支払事務が適当でないもの</p> <p>幹旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきところを、定額支給されていた。</p> <p>(交通対策課)</p>	<p>過払いした旅費を返還させるとともに、出張命令審査時に、宿泊先幹旋の有無の確認を徹底することとした。</p>
<p>② 工事の監督、検査、出来形が適当でないもの</p> <p>マシン室電源工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。</p> <p>(情報政策課)</p>	<p>今後、土木、建築等に係る契約については会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づき、監督員を置いて執行する。</p>
<p>③ 財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの</p> <p>センターの施設のうち宿泊施設の使用について、島根県中山間地域研究センター条例施行規則第4条及び第5条の規定による申請及び許可の手続がされていなかった。</p> <p>(中山間地域研究センター)</p>	<p>指摘後、直ぐに条例に基づく適正な処理に改めた。</p> <p>今後は、このような事態の再発を防ぐため、業務のチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>(4) 環境生活部</p> <p>① 債務負担行為が適当でないもの</p> <p>国有林野の借受について、その期間が翌年度以降にわたるものであるにもかかわらず、債務負担行為の手続がされていなかった。</p> <p>(自然環境課)</p>	<p>借受契約の相手方である島根森林管理署と協議の結果、今後は借受期間を1年とし、年度ごとに契約を更新することとした。</p>
<p>② 支出の手続が適当でないもの</p> <p>島根県総合美術展(県展)の運営に係る運営委員等に対する資金前渡による費用弁償の支払等は、地方自治法施行令第161条及び会計規則第48条の規定により、資金前渡者が正当債権者である各委員等へ直接支払い、かつ、領収書を徴さなければならないにもかかわらず、委員等が所属する県展の関係文化団体を介して行われていた。</p> <p>(文化国際課)</p>	<p>平成18年度の島根県総合美術展の審査(平成18年11月11日、12日実施)から、直接正当債権者へ費用弁償等の支払を行い、領収書についても本人から徴するよう改善した。</p>
<p>③ 工事の監督、検査、出来形が適当でないもの</p> <p>次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械整備エリア変更工事 <p>(環境生活総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県芸術文化センター(仮称)情報システム整 	<p>環境生活部においては、土木、建設工事に際して、特に専門的な知識又は技能を要するような職員がいないことから、今後はこのような場合は、公共事業部門と連絡調整し、必要な支援措置を依頼し、手続きを適切に行う。</p> <p>(環境生活総務課、文化国際課)</p>

<p>備工事 (文化国際課)</p>	
<p>(5) 健康福祉部</p> <p>① 契約方法が適当でないもの</p> <p>産業廃棄物の収集運搬と処分を同一の業者に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定により、収集運搬業と処分業の両方の許可を得ている業者と契約を行わなければならないにもかかわらず収集運搬業の許可しか得ていない業者と一括処理委託契約がされていた。</p> <p>加えて、当該業者の収集運搬業務の許可証の有効期限は委託期間の途中までとなっており、本来、年間を通じた処理委託はできないにもかかわらず、処理委託されていた。</p> <p>また、産業廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物の引渡しの都度、産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)を交付するとともに、当該産業廃棄物の最終処理まで適正に行われたことを確認する必要があるにもかかわらず、これらの手続がされていなかった。</p> <p>(益田児童相談所)</p>	<p>平成18年2月以降は、収集運搬業及び処分業の許可を受けた複数の業者から、それぞれの許可証の写し及び見積りを徴収し、適正な業者に委託している。</p> <p>なお、平成18年度契約において不十分な点があったので、平成18年6月1日付けで委託先と覚書を交わし、法令による産業廃棄物最終処分の確認方法を定めたとこである。</p> <p>前記覚書により「業者は許可事項に変更があったときは、変更後の許可証の写しを提出する。」こととしているので、仮に更新がなされず、許可を受けていない状態になったときは、契約を解除することになると考える。</p> <p>平成18年6月以降は、毎月委託業者からマニフェストの返送を受け、確認を行っている。</p>
<p>② 契約事務が適当でないもの</p> <p>ア がん診療情報の収集・解析・活用に関する研究の委託契約で、研究成果報告書が提出されず、契約が履行されていないにもかかわらず、履行期限の延長手続きがされていなかった。</p> <p>(医療対策課)</p>	<p>ア 島根大学医学部から研究成果報告書の提出を受けるとともに、期限内の提出を遵守するよう指導を行った。</p> <p>指摘に従い、今後は契約内容の適正な履行に努める。</p>
<p>イ 次の事業開催に伴う会場使用等について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病療養所入所者「里帰り」事業における歓迎会 <p>(健康推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまねっ子すくすくフォーラム <p>(青少年家庭課)</p>	<p>イ 今後は会計規則に基づき、適正な契約を行う。</p> <p>(健康推進課、青少年家庭課)</p>
<p>③ 物品の寄附、貸与、委託、亡失、損傷の処理が適当でないもの</p> <p>島根県職員被服等貸与規程第2条の別表に規定する貸与を受けることができる職員以外の職員に対し、被服等が貸与されていた。</p> <p>(出雲児童相談所)</p>	<p>貸与を受けることができる職員以外の職員2名については、貸与品を所属に返還した。</p> <p>今後は規程どおりの運用を行う。</p>
<p>(6) 農林水産部</p>	

<p>① 支出事務が適当でないもの</p> <p>幹旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきところを、定額支給されていた。</p> <p>(東部農林振興センター農業普及部安来支所)</p>	<p>支給額で誤っていた額を、当該職員から戻入した。</p> <p>今後このようなことがないように適正に処理する。</p> <p>幹旋された宿泊施設の宿泊料 (夕食、昼食別)</p> <p style="text-align: right;">7,000円</p> <p>食卓料 2,200円</p> <p>支給した宿泊料定額 9,800円</p> <p>戻入額 600円 - (+)</p>
<p>② 契約方法が適当でないもの</p> <p>ア 唐鐘漁港漂着物撤去業務委託契約において、当該業務と関係のない多目的広場の整地工事を変更契約により施工していた。</p> <p>(浜田水産事務所)</p>	<p>ア 今後は変更理由等十分に検討し、適正な契約に努める。</p>
<p>イ 次の契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成が省略できないにもかかわらず、作成されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと森林公園遊具修繕工事契約 (林業課) ・電子複写機の使用契約 (水産技術センター栽培漁業部) 	<p>イ 今後は、会計規則を遵守し、適切な会計処理に努める。</p> <p>(林業課)</p> <p>今後は、予定価格調書の作成を適正に執行する。</p> <p>(水産技術センター栽培漁業部)</p>
<p>③ 工事の監督、検査、出来形が適当でないもの</p> <p>次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しまねの花の郷」エントランス整備工事 (農畜産振興課) ・宍道湖自然館施設修繕工事 (搬入デッキ庇増設工事) (水産課) ・海水取水管設備点検・清掃業務海水取水管整備工事 (水産技術センター栽培漁業部) 	<p>今後は、会計規則等の規定に基づき監督員を置くように努める。</p> <p>(農畜産振興課)</p> <p>今後、修繕工事等を行う場合においては会計規則等の関係規定に基づき監督員を任命し、監督に当たらせ適切な執行に努める。</p> <p>(水産課)</p> <p>今後は、監督員の任命を適正に執行する。</p> <p>(水産技術センター栽培漁業部)</p>
<p>④ 財産の維持管理が適当でないもの</p> <p>浜田漁港施設において、占用許可が失効したため不法占用となっている建物等を、撤去させていなかった。</p> <p>(浜田水産事務所)</p>	<p>指摘のあった不法占用となっている建物及び土地については、所有者及び不法占有者に対し再度撤去勧告書を送付し、施設の撤去及び立ち退きを求める。</p>
<p>(7) 商工労働部</p> <p>① 契約事務が適当でないもの</p> <p>ア テキサス州訪問時に係る現地移動用車借上げ契約について、会計規則第68条の5の規定により請</p>	<p>ア 適正な契約事務を行うよう周知徹底を図るとともに、今後このような誤りがないよう会計規則に</p>

<p>書を徴さなければならぬにもかかわらず、徴されていなかった。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p>基づいた適切な処理に努める。</p>
<p>イ 島根県産品展示フェア・商談会の会場使用に係る賃貸借契約について、会計規則第68条の規定により契約書の作成を省略できないにもかかわらず、作成されていなかった。</p> <p>(大阪事務所)</p>	<p>イ 今後は会計規則を遵守し、適正な契約を行う。</p>
<p>② 工事の監督、検査、出来形が適当でないもの 次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県立産業交流会館屋上箱樋改修工事 外1件 (商工政策課) ・テクノアークしまね屋根修繕工事 外1件 (産業振興課) 	<p>会計規則及び同運用通知に従い、適正な監督、検査を行うよう周知徹底した。</p> <p>特に専門的な知識等を要する場合は、監督員や検査員の任命や指定について、営繕課等から技術者の派遣を受ける。</p> <p>(商工政策課)</p> <p>会計規則に従い、適正な監督、検査を行うよう周知徹底した。</p> <p>(産業振興課)</p>
<p>(8) 土木部</p> <p>① 収入の諸帳簿の整備が適当でないもの 債権管理簿に記載すべき債権(港湾使用料外1件)があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>(出雲県土整備事務所)</p>	<p>債権管理簿を作成し、適正に管理を行うよう努める。</p>
<p>② 契約方法が適当でないもの 前回監査では是正を指示したにもかかわらず石見空港公園浄化槽維持管理業務委託契約において、入札参加資格を定めぬままに、指名競争入札が行われていた。</p> <p>(益田県土整備事務所)</p>	<p>「庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札参加資格者名簿」に平成18年3月から浄化槽維持管理業務が追加されたことにより、平成18年度分の契約からは、名簿登載の業者の中から指名競争入札を行った。</p>
<p>③ 契約事務が適当でないもの 水防情報システム警報盤移設工事契約について、建設業法第19条の規定により契約書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。</p> <p>(河川課)</p>	<p>今後、建設工事を行う際は、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行う。</p>
<p>(12) 教育委員会</p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの ア 行政財産の使用許可に際して、PTAの自動販売機設置に係る経費負担金(電気料)の算定が誤っていた。</p> <p>(津和野高等学校)</p>	<p>ア 今後、計算誤りがないよう、適正な収入調定事務に努める。</p>
<p>イ 行政財産の目的外使用に伴う光熱水費等の経費</p>	<p>イ 新たに使用許可するものから、当該年度の使用</p>

<p>負担について、当該年度の使用実績に基づき算定すべきであるにもかかわらず、前年度実績に基づき算定されていた。</p> <p>(益田養護学校)</p>	<p>実績により算定した経費負担額により納付させることとした。</p> <p>しかし、その後、管財課から平成18年 8月23日付け管財第352号で行政財産の使用料等の取扱の改正についての通達があり、「事務処理の効率化を図るため、使用期間が1月に満たない場合は、前年度実績等から算定できる」こととなった。そのため、9月以降の利用分から、前年度実績により算定した経費負担額により納付させることとした。</p>
<p>ウ 行政財産の目的外使用に伴う光熱水費等の経費負担金について、当該年度の使用実績に基づき算定し、後納させるべきであるにもかかわらず、前年度実績に基づき算定し、前納させていた。</p> <p>(江津清和養護学校)</p>	<p>ウ 平成18年度の行政財産の目的外使用に伴う光熱水費の算定については、当該年度の使用実績により算定した経費負担額により納付させることとした。</p> <p>その後、管財課から「行政財産の使用料等の取扱について」の改正通知があり、9月以降の利用分から前記取扱通知第10条に基づき前年度実績により算定した経費負担額により納付させることとした。</p>
<p>② 収入の諸帳簿の整備が適当でないもの 債権管理簿に記載すべき債権(シーツクリーニング代負担金)があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>(青少年の家)</p>	<p>指摘により債権管理簿の作成を行った。今後は、会計規則に基づいた適正な事務処理を行うこととする。</p>
<p>③ 支出の手続きが適当でないもの 旅行命令が発令されないままに、赴任旅費が支出されていた。</p> <p>(吉賀高等学校、津和野高等学校)</p>	<p>平成18年度においては、旅行命令の決裁処理を行い赴任旅費を支給するとともに、今後も適切な事務処理に努める。</p>
<p>④ 支出事務が適当でないもの 学校訪問指導に係る旅行で、公用車使用であるにもかかわらず、バス代が支給されていた。</p> <p>(義務教育課)</p>	<p>誤支給であるため戻入処理を行った。今後、適正な支出事務に留意するよう努める。</p>
<p>⑤ 契約方法が適当でないもの ア 次の賃貸借契約について、予定価格が会計規則第66条で定める限度額を超えているにもかかわらず、随意契約されていた。 ・印刷機賃貸借契約(予定価格1,199,520円)外2件</p> <p>(益田産業高等学校)</p>	<p>ア 今後、賃貸借契約で予定価格が会計規則第66条で定める限度額を超える場合は、会計規則第60条の規定により一般競争入札により契約を行う。</p>
<p>イ し尿浄化槽維持管理業務委託契約において、入札参加資格を適正に定めないままに、指名競争入札が行われていた。</p>	<p>イ 平成18年度から、当該業務が、入札参加資格者名簿の対象業種に追加されたことから、同入札参加資格者名簿により指名業者を選定し、入札を行</p>

<p>(津和野高等学校)</p>	<p>うこととした。</p>
<p>⑥ 契約事務が適当でないもの</p> <p>ア 次の契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス借上契約 (益田教育事務所) ・生徒用椅子等購入契約 (浜田高等学校) ・顕微鏡等購入契約 (益田養護学校) 	<p>ア 平成18年度からは会計規則に基づき、バス借上契約の締結に当たり請書を徴している。</p> <p>(益田教育事務所)</p> <p>平成18年度については、会計規則第68条の5の規定により請書を作成した。なお、今後についても会計規則の規定に基づき請書を作成する。</p> <p>(浜田高等学校)</p> <p>今後は、規定に基づき請書を作成する。</p> <p>(益田養護学校)</p>
<p>イ 次の工事について、建設業法第19条の規定により契約書の作成を省略することができないにもかかわらず、契約書を作成せず請書が徴されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館建具修繕工事 (県立図書館) ・高圧受電設備工事 (大東高等学校) ・通路鋼管手摺修繕工事 (江津清和養護学校) 	<p>イ 今後は、建設業法に照らし合わせて、契約書を徴する。</p> <p>(県立図書館)</p> <p>今後は、建設業法第2条による建設工事に係る請負契約については、同法第19条の規定に基づき契約書を作成・締結する。</p> <p>(大東高等学校)</p> <p>今後、建設工事に該当する場合の請負契約については、建設業法第19条に基づき契約書を作成する。</p> <p>(江津清和養護学校)</p>
<p>⑦ 工事の監督、検査、出来形が適当でないもの</p> <p>次の工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出雲高等学校グラウンド復旧工事 外1件 (教育施設課) ・県立水泳プール等案内標識設置工事 外3件 (保健体育課) ・島根県古代出雲歴史博物館屋外掲示板設置工事 (文化財課) ・電動書架更新工事 (県立図書館) ・飯南高校寄宿舎改修工事 (飯南高等学校) ・体育館雨桶取り替え工事 外1件 (浜田水産高等学校) ・灌漑用水施設取替工事 (益田産業高等学校) ・津和野高校グラウンド修繕工事 (津和野高等学校) 	<p>出雲高等学校外1件の工事については、監督員は配置していたが書面の交付を行っていなかった。今後は、必ず書面により監督員を配置することとする。</p> <p>(教育施設課)</p> <p>今後適正な執行に努める。</p> <p>(保健体育課)</p> <p>土木、建築等に係る工事契約については、工事金額の多寡にかかわらず監督員の設置を書面で行うこととする。</p> <p>(文化財課)</p> <p>今後は、土木、建築等に係る契約は、監督員を置く。</p> <p>(県立図書館)</p> <p>今年度行った飯南高等学校電話設備更新工事(予定価格1,354,500円)は、会計規則第70条及び同運用通知第70条の規定に基づき監督員を置いた。今後も会計規則及び同運用通知の規定を遵守し、監督員を置き適正な工事の執行に努める。</p> <p>(飯南高等学校)</p>

<p>・校舎等維持補修工事 (益田養護学校)</p>	<p>平成18年度からは、定められた手続きを行い監督員を置いた。今後も会計規則及び同運用通知の規定を遵守し、監督員を置き適正な工事の執行に努める。</p> <p>(浜田水産高等学校)</p> <p>平成18年度の工事執行から監督員を置いた。今後も会計規則及び同運用通知の規定を遵守し、監督員を置き適正な工事の執行に努める。</p> <p>(益田産業高等学校)</p> <p>今後、このような工事を執行する場合には、会計規則及び同運用通知の規定を遵守し、監督員を置き適正な工事の執行に努める。</p> <p>(津和野高等学校)</p> <p>平成18年度に実施した「本校舎中学部 C R 空調機新設工事」(契約額1,149,750円) においては、規定に基づき監督員を任命した。今後も会計規則及び同運用通知の規定を遵守し、監督員を置き適正な工事の執行に努める。</p> <p>(益田養護学校)</p>
<p>(13) 公安委員会</p> <p>① 契約方法が適当でないもの 一般廃棄物収集運搬業務委託契約において、入札参加資格を定めずに、指名競争入札が行われていた。 (松江警察署)</p> <p>② 工事の監督、検査、出来形が適当でないもの 屋外照明灯取替修繕工事について、会計規則第70条及び同運用通知第70条関係の規定に基づく監督員が置かれていなかった。 (浦郷警察署)</p> <p>③ 財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの 農林水産省中国四国農政局に対し、益田警察署庁舎敷地の一部を灌漑用送水管敷設用地として行政財産の目的外使用許可する際に、使用料が免除されていたが、地方財政法第24条及び地方財政再建促進特別措置法第24条第 2 項の手続きがされていなかった。 (益田警察署)</p>	<p>平成18年 3 月、「庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格者名簿」に「庁舎の一般廃棄物処理業務」が新たに追加されたことから、今後、指名競争入札を行う場合には、この名簿により指名業者の選定を行う。</p> <p>今後このような手続きの誤りが生じないように、会計規則の遵守に努める。</p> <p>昭和62年から中国四国農政局に無償使用許可をしていたが、灌漑用送水管の管理及び管理経費の支出は、土地改良法等に基づき益田市土地改良区に委託されていることから、使用許可申請者を益田市土地改良区とし、使用料は行政財産の使用料に関する条例に基づき免除することとしている。</p>
<p>2 企業会計</p> <p>(1) 中央病院</p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの 医師の臨床研修に係る交付金の収入何が作成され</p>	<p>今後は、このようなことのないよう適正な事務処理を行ってまいります。</p>

<p>ていなかった。</p>	
<p>② 物品の管理の状況が適当でないもの 島根県病院事業財務規則（以下、「財務規則」という。）第46条に規定する「実地たな卸」が行われていなかった。</p>	<p>今後は、島根県病院局財務規程に基づき「実地たな卸」を行ってまいります。</p>
<p>③ 物品の廃棄の処理が適当でないもの 医療機器（関節鏡セット）、コインカウンターについて、不用品決定がされないままに廃棄されていた。</p>	<p>今後は、このようなことのないよう適正な事務処理を行ってまいります。</p>
<p>(2) 湖陵病院 物品に関する諸帳簿の整備が適当でないもの ア 島根県職員被服貸与規定に基づく被服貸与品貸与台帳がなかった。</p>	<p>ア 今後は、このようなことのないよう島根県職員被服貸与規定に基づき適切な処理を行ってまいります。</p>
<p>イ 財務規則第43条に規定する「貯蔵品入庫伝票」及び同規則第44条に規定する「貯蔵品出庫伝票」が作成されていなかった。</p>	<p>イ 今後は、このようなことのないよう財務規則等に基づき適切な処理を行ってまいります。</p>

平成17年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況
<p>I 一般会計及び特別会計</p> <p>1 県退職者等の有効活用について</p> <p>職員が育児休業や長期の私傷病休暇等により欠けた場合、期限付任用職員や臨時的任用職員が配置されるが、業務に不慣れなこと等から職員配置の少ない部局の中には、業務の円滑な運営に支障を生じているところが見受けられた。</p> <p>ついては、県では今後県行政に精通した職員が大量に退職する予定であるので、各地域別に、退職職員の中から意欲のある者を募り、精通している業務ごとに登録しておき、一時的な業務増や疾病等で職員の欠けた場合等で、期限付任用職員や臨時的任用職員の配置では円滑な業務の運営に支障が生ずると認められる場合は、業務支援者として登録退職職員を活用することを検討されたい。</p> <p>また、義務教育の学校現場では、教員の疾病等に伴う短期補充の臨時的任用教員の確保に苦慮している地域があるので、再任用名簿に登録されていない退職教員であっても、臨時的任用に意欲のある適任者については、採用することを検討されたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>職員の育児休業については、当該育児休業に係る請求期間が9月以上の場合には任期付職員を採用することとし、9月未満の場合には臨時職員等を配置することとしている。</p> <p>また、職員の長期私傷病休暇等により業務に著しい支障が生じる場合には臨時職員等により対応しているところである。</p> <p>県においてもいわゆる「団塊の世代」の大量退職が見込まれるが、指摘事項にあるように県行政の運営について支障がないようこれらの職員の活用について、今後検討していきたい。</p> <p>(義務教育課)</p> <p>教員の疾病等に伴う短期補充の臨時的任用教員の確保が困難な場合には、再任用名簿に登録されていない退職教員であっても、希望があり、要件を充たしていれば、再任用名簿に追加登録し、採用できるように改善する。</p>
<p>2 部活動に対するボランティア制度の導入について</p> <p>高等学校等の運動部活動において専門的な技術指導力を備えた指導者が校内にいない場合に、外部の指導者を派遣する運動部活動外部指導者派遣事業が一部の学校現場で実施されているが、多くの学校では教員が運動部活動を指導しており、平日の放課後はもとより週休日も部活動の指導をしている実態があることから、教員に大きな負担となっていると思われる。</p> <p>ついては、団塊世代の大量退職時代を迎えることから、退職後間もない民間人や公務員等で、部活動や学校教育に理解があり意欲的でボランティア精神のある人材を、学校管理下における運動部活動の指導者として積極的に委嘱するなど、部活指導に対するボランティア制度の導入について検討されたい。</p>	<p>(保健体育課)</p> <p>運動部活動の専門的指導者が不足している学校に対し、地域における優秀な指導者を派遣する「運動部活動外部指導者派遣事業」を実施しており、平成18年度は中・高合わせて100名を委嘱している。</p> <p>また、「運動部活動等における外部指導者の発掘・養成・活用の促進に関する調査研究事業」を実施し、高等学校体育連盟などの推薦により外部指導者リストを作成するとともに、外部指導者と学校の連携の在り方など外部指導者の効果的な活用の方法について調査研究を行っている。</p> <p>今後は、この研究結果も踏まえて、外部指導者の活用を促進するとともに、ボランティア精神のある地域の有能な人材を運動部活動指導に活用する方法についても検討していく。</p>
<p>3 公有財産の適正な管理について</p> <p>(1) 公有財産の適正な管理について</p> <p>公有財産を適正に取得、管理、処分するために、公有財産の取得、管理、処分に関する規則(以下「規則」という。)第65条の規定に基づき「県有地境界確</p>	<p>(知事部局各部主管課、管財課)</p> <p>(1) 管財課が主催する研修に参加するなどして、公有財産の管理について、適切な事務処理を行うよう努める。</p> <p>(政策企画監室、総務課、地域政策課、環境生活</p>

認事務取扱要領」、「公有財産台帳調製要領」、「公有財産台帳附属図面調製要領」等が定められ、それぞれ具体的な事務処理手続等が規定されている。

公有財産の適正な管理及び有効活用等については、これまでも定期監査等で改善を求めたところであるが、今年度の定期監査において、各財産部局における公有財産台帳の記載状況や登記処理状況、境界確認協議書、附属図面の整備、保管状況等を調査したところ、これらが不十分な財産部局が多数あった。

については、管財課は、各部主管課、財産部局を十分に指導するとともに、各部主管課は、財産部局を指導、調整し、公有財産の実態把握に努め、未登記処理案件の解消や附属図面等の作成、公有財産台帳の記帳整理など整備を急ぐ公有財産から計画的に改善措置を講じられるように取り組まれない。

(2) 教育財産に係る公有財産台帳の適正な管理について

県には多数の教育財産があるが、公有財産台帳に関する事務の分掌規定が不明瞭であり、財産の取得、処分等の異動が生じた際には、台帳の正本は教育施設課で、副本は各県立高校等で別個に調製されるなど一元的な処理がされていない上に、各台帳の調製が手書き処理されていることもあり、事務処理が効率的とはいえない状況にある。

知事部局の公有財産は、管財課の公有財産管理システムにより、パソコンで一元的に管理され、各財産部局における財産の異動に伴う台帳の調製が効率・効果的に行われているが、教育庁では、こうしたシステムは整備されていない。

総務課、農林水産総務課、商工政策課、出納局) 管財課と協議の上、部内各財産部局の指導・調整を行い、公有財産の適正な管理を行うよう努める。

(土木総務課)

財産管理研修会を通じ、公有財産規則や運用通達に基づき、管理事務を適切に執行するよう指導するとともに、附属図面等については、新たに取得する財産や、今後処分が見込まれる財産から、計画的に整備するよう併せて指導したい。

また、管財課所管財産については、処分可能な財産から整備したい。

(管財課)

(教育庁総務課)

教育庁内の財産部局に対し、管財課が行う財産管理研修会への参加を促すとともに、公有財産規則等に基づき、管理事務を適切に執行するよう指導した。また附属図面等については、計画的に整備するよう併せて指導した。

また、公有財産台帳の記載整理については、今年度から教育施設課が「公有財産管理システム」を導入したところである。

(警察本部)

警察本部が管理する公有財産は、全て登記済である。

附属図面等に関しては、財産部局の実態把握を行い、警察本部保管の図面等の写しを財産部局長へ送付し、整備を行った。また、財産台帳に関しては、会計実地監査の際に適正に記帳整理されているか確認を行っている。

(教育施設課)

(2) 公有財産台帳の調製を適正かつ効率的に行うために、管財課の公有財産管理システムを基本とした教育庁の公有財産管理システムを平成18年度に導入したところである。

については、教育施設課は、公有財産台帳の調製を適正かつ効率的に行うために、公有財産管理システムの整備について検討されたい。

4 入札参加資格等への政策課題要件の反映について

本県の特性を活かしながら持続的に発展できる社会を実現するためには、県政の政策課題への取組に、県民や企業等の積極的な参加・協力を呼びかけ、協働、連携を一層推進する必要がある。

については、企業の子育て支援や環境対策支援、地域貢献等の県政の政策課題に積極的に参加、協力した企業については、公共事業の入札参加資格の格付けや指名業者選定の際の有効ポイントとして、その貢献度を追加することについて検討されたい。

(農林水産総務課)

土木部で行う、平成19・20年度の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査において、優れた技術力と社会性を兼ね備えた企業を評価するという観点から、地域貢献活動や子育て支援等に積極的な企業に対する特別点(主観点)の加点をすることとされたところである。

(土木総務課)

平成19・20年度の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査においては、優れた技術力や社会性を兼ね備えた企業を評価する観点から工事成績に対する配点を高くするとともに、地域貢献活動や子育て支援等に積極的な企業に対する特別点(主観点)の加点をすることとしたところである。

内容としては、従前からのISO取得者加点と障害者雇用の加減点を引き続き実施するとともに、新たに道路や河川等の美化活動・除雪業務・災害対応等のボランティアや地元貢献活動の実施状況に対する加点、また、子育て支援活動項目として、次世代育成支援対策推進法に基づいた「一般事業主行動計画」の策定状況についての加減点を追加したところである。

(教育施設課)

当課で発注している工事は、島根県教育委員会建設工事入札参加者選定要領により島根県建設工事等入札参加資格者名簿を適用している。

県では、平成19・20年度の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査において、優れた技術力や社会性を兼ね備えた企業を評価する観点から工事成績に対する配点を高くするとともに、地域貢献活動や子育て支援等に積極的な企業に対する特別点が加点されることになっており、今後は指名業者の選定に政策課題要件が反映されることとなる。

(警察本部)

土木部では、平成19・20年度の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査において、優れた技術力や社会性を兼ね備えた企業を評価する観点から工事成績に対する配点を高くするとともに、地域貢献活動や子育て支援等に積極的な企業に対する特別点が加点されることとなった。

警察本部で執行する建築工事の競争入札を行う場合に

	<p>は、島根県建設工事入札参加資格者名簿を適用しており、来年度から反映されることになる。</p>
<p>5 会食を伴う懇談会の適正な執行について</p> <p>会食を伴う懇談会の執行に当たっては、公費であることを自覚の上、適正な執行に努めるよう、平成7年8月及び同12月に総務部長から依命通達等がなされている。</p> <p>依命通達では、「会食を伴う懇談会の執行基準」が定められ、県側出席者の範囲や料理単価等で執行基準によりがたい場合には、理由を付して部長までの決裁を受けることとされている。</p> <p>また、平成10年10月には人事課から「食糧費に係る執行基準についてのQ & A」の一部改正が通知され、その中で、「基準外執行の具体的な取扱いについて」具体的に定められているところである。</p> <p>しかしながら、「執行基準によりがたい場合の諸手続」が遵守されていない事例が見受けられた。については、各部主管課及び人事課は、会食を伴う懇談会の執行の現状を的確に把握の上、適正な執行が行われるよう指導されたい。</p>	<p>(知事部局各部主管課、人事課)</p> <p>執行手続について指摘のあった機関に対しては、平成7年8月11日付け人発第154号の通知、平成7年12月27日付け人発第268号の依命通達その他食糧費の執行に係る人事課からの通知を遵守し、会食を伴う懇談会の適正な執行を行うよう指導する。</p> <p>(総務課、健康福祉総務課)</p> <p>左記の意見のような事例はない。今後も、依命通達、その他食糧費の執行に係る人事課からの通知を遵守し、会食を伴う懇談会の適正な執行を行うよう指導する。</p> <p>(政策企画監室、環境生活総務課、農林水産総務課、商工政策課、土木総務課、出納局)</p> <p>執行手続について指摘のあった機関への指導はもとより、今後も各所属において、会食を伴う懇談会の適正な執行が行われるよう、食糧費に関する執行基準の取扱い等通知の遵守について各部主管課を通じて徹底を図っていききたい。</p> <p>(人事課)</p> <p>(教育庁総務課)</p> <p>「食糧費に係る執行基準についてのQ & A」を関係機関に改めて周知し、適正な執行が行われるように指導した。</p> <p>(警察本部)</p> <p>警察本部では、平成7年12月総務部長の依命通達で示された「会食を伴う懇談会の執行基準」に則して執行しており、今後も適正な執行に努める。</p>
<p>6 島根県総合美術展(県展)の適切な運営について</p> <p>島根県総合美術展(以下「県展」という。)の開催に当たって、県は、これまで会場の提供やチラシの作成、各委員等(県展運営委員、県展審査員、展示指導者)に対する謝金や費用弁償の支払等を行い、一方で文化団体連合会を構成する関係団体は、県展出品者からの出品料の徴収や、各委員等の推薦及び派遣等を行っているが、県と文化団体連合会との役割分担、経費負担区分等の根拠が不明瞭なまま、県展が運営されている。</p> <p>については、県は、県展の一層の発展を図るため、県展運営における県と文化団体連合会との役割分担を明確にした上で、開催方法及び開催に係る収入及び支出の取扱いについて、文化団体連合会と協議して、県展運営の透明性、妥当性の確保に努められたい。</p>	<p>(文化国際課)</p> <p>平成19年度以降の県展開催に当たっては、県展運営における役割分担を明確化する必要があることを、平成19年1月17日に開催した県展運営委員会において、文化団体連合会加盟の各美術団体に説明しており、現在、開催方法及び収入・支出の取扱いについて、その具体的な方法を各美術団体と協議中である。</p>

<p>7 広範な会計事務に精通した専門スタッフの配置について</p> <p>自治体財政の透明性を高め、健全な自治体経営を行うためには、公会計部門の強化が課題となっており、全国の一部の自治体にあっては、公会計制度や調達制度の見直し、整備が図られる一方で、予算管理やコストの分析、政策評価、財務諸表・年次報告書の作成、調達・契約、内部監査など、広範な会計事務に精通した人材の育成、配置が検討されている。</p> <p>ついては、本県の財政の透明性を高め、健全経営を行うため、出納部門の責任と権限を強化するとともに、外部からの人材導入も含め、会計事務に精通した専門スタッフの育成、配置を検討されたい。</p>	<p>(人事課、出納局)</p> <p>公正かつ透明な県政運営の基本となる会計事務の適正を確保するため、今後とも法令等を遵守し、より効果的・効率的に会計事務を行う意識の徹底を図るとともに、適正かつ効率的な会計事務を確保し、職員のスキルアップを図るために会計事務に携わる職員の研修の充実に努めるなど会計事務に精通した専門スタッフの育成・配置を図っていききたい。</p> <p>なお、複式簿記の考え方などを導入した新しい公会計の在り方については、国の新地方公会計制度研究会において研究報告書が取りまとめられ、検討が行われているところである。</p>
<p>8 長期継続契約の適切な取扱いについて</p> <p>平成16年度の地方自治法及び同施行令の改正を受けて、長期継続契約の対象範囲が広がり、本県でも関係条例の制定、会計規則の改正等により、印刷複写機等の借入契約等、新たに 5 つの分野で長期継続契約が可能となった。</p> <p>出納局からの積極的な指導もあり、各所属では、物品の賃貸借契約等に際して、長期継続契約制度の活用が図られている。</p> <p>しかし、各所属における長期継続契約には、「長期継続契約を締結する場合は、予算の範囲内において給付を受けるという解除権」を留保した根幹となる条項が付されていないもの、随意契約できる限度額を超えた金額で契約していたもの、契約書における各年度毎の賃借料を年額表示とすべきものを月額表示しているもの、既存の物品賃貸借契約で、賃貸借の実質契約期間が満了しないままに誤って長期継続契約に切り替えたものなど、法令等に反した事例が多数見受けられた。</p> <p>ついては、長期継続契約を適切に行うために次の事項について、早急に取り組まれない。</p> <p>長期継続契約の取扱上の留意事項について、会計規則の運用通知等に適切に記載すること。</p> <p>長期継続契約の対象となる契約の範囲の事項ごとに標準契約書を定めるとともに、会計事務職員研修等を通じて、長期継続契約の取扱いに対する指導を徹底すること。</p>	<p>(出納局)</p> <p>施行通知中の該当箇所について、改正を行った。</p> <p>また、長期継続契約に関する取扱上の留意事項については、質疑応答集に追加することとする。</p> <p>標準契約書に長期継続契約に係る条項の追加を行った。</p> <p>また、会計事務職員研修等を通じて各所属に対する指導を徹底する考えである。</p>
<p>9 産業廃棄物の適正処理について</p> <p>産業廃棄物の処理を委託する際には、許可業者へ処理</p>	<p>(廃棄物対策課)</p>

委託しなければならないことや、その際には書面で委託契約を結ぶこと、契約書面へ記載しなければならない事項が定められていることなど、産業廃棄物を適正に処理するための諸規定が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に細かく定められている。

しかしながら所属の中には、廃棄物処理法について、十分に理解されないままに無免許の業者へ委託するなど、不適切な処理がされた事例が見受けられた。

については、各所属が排出事業者として産業廃棄物の処理を委託する場合に、廃棄物処理法を十分に理解した上で適切に行うため、次の事項について、早急に取り組みたい。

各所属における産業廃棄物の委託処理が適正に実施されているか、実態把握をすること。

産業廃棄物処理の手引きの周知を図るとともに、指導を徹底すること。

標準的な仕様書や委託処理経費の積算、設計書を作成すること。

標準契約書の作成をすること。

研修を実施すること。

産業廃棄物処理委託契約に係る会計事務処理上の留意事項を会計規則運用通知で規定すること。

廃棄物の委託処理に当たって留意すべき事項等について各所属長あて通知し、適正処理の徹底を図る。（平成19年1月29日付け廃第862号「廃棄物の適正処理の徹底について」）

チームウェアの掲示板（「001：全庁」 - 「11：各種一覧」）に掲載し全職員が利用可能とした。（平成18年9月15日実施済み。）

また、平成18年度会計事務職員実務研修（2月実施）において周知を図った。

仕様書や委託処理経費の積算等の作成については、「産業廃棄物の処理の手引き」や「廃棄物の適正処理の徹底について」（平成19年1月29日付け廃第862号）をもとに作成するよう、会計事務職員実務研修等で周知を図る。

標準契約書を定めるとともに、委託契約にあたっての留意事項について、各所属長あて通知した。（平成19年1月29日付け廃第865号「産業廃棄物処理委託に係る標準契約書の制定について」）

平成18年度会計事務職員実務研修（2月実施）において実施した。

（廃棄物対策課、出納局）

出納局会計課において対応予定である。

（廃棄物対策課）

運用通知第68条関係に標準契約書を列記する。

（出納局）

10 福祉事務所のあり方について

市町村合併による県の福祉事務所業務の縮小に伴い、平成17年度の組織改正において、福祉事務所が隠岐、東部、西部の3事務所に再編、統合されたところである。

（人事課、健康福祉総務課）

保健・福祉に関する住民サービスについては、地方分権の進展や住民サービスの多様化などに伴い、住民に身近な市町村での提供が求められていることから、県で

それぞれの事務所の現在の所管区域は、隠岐福祉事務所が隠岐郡内の 4 町村、東部福祉事務所が東出雲町、奥出雲町及び斐川町の 3 町、西部福祉事務所が邑智郡内の 3 町及び鹿足郡内の 2 町となっている。

しかし、これらの事務所のうち、東部福祉事務所は雲南市に、西部福祉事務所は浜田市に各々所在し、当該所在位置には所管自治体は存在していない。

このため、東部福祉事務所では、雲南市から遠方の 3 町へ出張して業務を行っており、また、西部福祉事務所では、川本町駐在及び益田市駐在を置き、日常の業務は実施しているものの、重要な決裁、所内会議等にはそれぞれの駐在地から遠方の浜田市まで出張している状態であり、効率的な業務運営を行う上で、支障が生じている。

また、行政サービスを受ける住民にとっても、事務所が遠方にあることから、相談や手続きなどが迅速で十分な状況であるとは言い難いものとなっている。

こうした中で、平成18年度から、飯南町においては、県福祉業務が移管されている。

については、県内の県福祉事務所の所管町村の多くが飛び地状態になっている現在、住民への福祉サービスの向上や事務処理の効率化を図るため、積極的に福祉事務所の町村移管を進められたい。

なお、町村移管ができない当分の間については、所管区域の町村に県職員を派遣し、町村職員との連携を図りながら業務を遂行するなど、町村移管のための環境づくりに努められたい。

は、生活保護等のサービスについて、市と同様、町村においても一元的に提供できるよう、町村による福祉事務所の設置に向けた 取組を進めている。

福祉事務所を設置する予定の町村に対しては、人的支援、技術的・専門的助言など、積極的に支援を行うとともに、他の町村についても、引き続き、福祉事務所設置に向けた働きかけを行っていく予定である。

< 町村福祉事務所設置の状況 >

H18 . 4 設置 : 飯南町

H19 . 4 設置予定 : 東出雲町、奥出雲町、隠岐郡各町村

11 旅費の取扱等について

3 泊 4 日の旅行の際、中 2 日の旅行目的地での交通費を要する移動がない日についても、支給すべきでない日当が支給されていた事例が見受けられた。

この要因としては、日当の取扱いについて、質疑応答等により事務処理の参考となる考え方が示されているものの、明確な取扱基準や処理手続きが定められていないことによるものと考えられる。

については、日当についての明確な取扱基準を定めるとともに、旅行目的地で船車賃等の諸雑費を支払い、旅行後に日当を請求する者については、所属長の確認を受けるなどの処理手続きを明確にされたい。

また、現行の旅行命令簿では、日当支給を判断するための要件である「旅行目的地での船車賃等の諸雑費を要する移動」であるか否かの確認ができず、旅費の代理請

(人事課)

支給すべきでない日当が支給された事例が発生した理由として、取扱い基準を定めていないことも考えられるが、主に処理手続きを定めていないこと及び現行の旅行命令簿の様式では日当の支給が必要な用務であるかが不明確であることによると思われる。

そのため、旅行命令簿に目的地における船車賃等の諸雑費の要、不要について旅行者が明記するとともに所属長及び旅費支給担当者が確認できる記載様式に改正することを検討する。

<p>求者が旅行者本人にその内容を確認しなければ判断できない状況にあるので、書類上で日当支給の判断が可能となるような旅行命令簿の様式に改正されたい。</p>	
<p>12 高校生献血サマースクール事業について</p> <p>高校生献血サマースクール事業は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく「平成17年度島根県献血推進計画」により、血液製剤の重要性及び献血の正しい知識の普及を図ることを目的に県内東部、西部の高校各1校を対象として実施されている。</p> <p>この事業は、参加予定人数を1会場当たり30人程度として実施されているが、ここ数年は、1会場当たりの参加者が5～6人であり、事業の成果が上がっているとは言い難い状況となっている。</p> <p>ついては、経済性、有効性、効率性の観点から、この事業のあり方について抜本的に見直されたい。</p>	<p>(薬事衛生課)</p> <p>本県の血液事業においては、近年の少子高齢化の進展に伴う献血者数の減少及び若年層の献血離れ等があり、血液製剤の原料血液を確保する必要から、献血に関する正しい知識の普及、安定的な献血者数の確保を目的に、高校生を中心に献血に関する啓発事業に力を入れてきたところである。</p> <p>今後、関係機関との連携を図りながら、高校生に対する啓発事業を行う上での課題や手法についての調査を行い、高校生を中心にした新たな啓発事業について、検討することとしている。</p>
<p>II 企業会計</p> <p>1 病院事業の運営について</p> <p>(1) 中央病院</p> <p>1) 「島根県立中央病院第2次経営健全化プラン」への取組について</p> <p>中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立中央病院第2次経営健全化推進プラン(平成17年度～平成21年度)」が、平成17年9月に策定された。</p> <p>このプランには、病院が果たす基本的役割、自立した運営体制の確立、経営基盤の強化等の目標が設定されている。</p> <p>今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて一層努力されたい。</p> <p>2) 職員宿舍の整備について</p> <p>中央病院の医師等宿舍は、院長宿舍外7宿舍・101戸であるが、これらの宿舍の多くは、築後30数年が経過し老朽化が進んでいることから、民間賃貸住宅の利用が増え、宿舍の入居率は低い状況にある。</p> <p>優秀な医師や看護師等の人材確保にとって、良質な宿舍の提供は、極めて重要であることから、民間賃貸住宅等の借上げを含め宿舍の整備のあり方について関係機関と一体となって早急に検討されたい。</p> <p>3) 職員宿舍跡地の活用について</p> <p>街北宿舍1跡地(370.21㎡)、街北宿舍2跡地</p>	<p>(中央病院)</p> <p>1) 「島根県立中央病院第2次経営健全化推進プラン(平成17年度～平成21年度)」における推進項目(46項目)については、各項目の実施主体部門を中心として病院全体で取り組んでまいりました。</p> <p>昨年度末には、各項目の進捗状況の把握と評価を行ったところであり、本年度についても、平成19年3月までに進捗状況を取りまとめ、今後の取り組みに活かすとともに、来年度に向けては、病院事業中期計画アクションプランとして策定する予定です。</p> <p>今後とも、このアクションプランに基づき、各項目の計画推進に努め、目標達成に向け引き続き努力してまいります。</p> <p>2) ご指摘のとおり、宿舍の整備は医師確保のために極めて重要な要素の一つと認識しております。</p> <p>したがって、当面、医師宿舍について、平成19年度、平成20年度に各1棟整備するよう計画しております。</p> <p>3) 職員宿舍跡地については、次のとおり検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街北宿舍1跡地 <p>平成17年度及び平成18年度(予定価格を見直し)に競売を実施しましたが、応札者がありませんでした。</p> <p>平成19年度は、さらなる予定価格の見直しを行う</p>

(675.63㎡)、三京宿舎跡地(439.27㎡)は、平成15年3月、老朽化や道路拡幅のために宿舎を取り壊して以来、未利用のままであるので、用地の売却を含めその活用方法を検討されたい。

とともに、広報の充実を図り、売却するよう努めます。

・街北宿舎2跡地

隣接する土地には、まだ入居者がいる宿舎があるため、退去され次第に売却をする予定です。

・三京宿舎跡地

隣接する一般会計所有の土地と併せて売却するよう検討中です。

(2) 湖陵病院

1) 「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について

中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン(平成17年度～平成21年度)」が、平成17年8月に策定された。

このプランには、医療の質の向上、経営基盤の強化等の目標が設定されている。

今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて一層努力されたい。

(湖陵病院)

1) 平成17年8月に策定した「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン」では、具体的取組項目や数値目標を設定し医療の質の向上や経営基盤の強化などを図ってきました。

本プランにおける具体的な取組項目については、前年度の実績を評価し、年度毎に各項目における数値目標、活動計画を決定することとしています。

平成17年度には「精神科急性期治療病棟入院料1」の取得、平成18年度には「栄養管理実施加算」の取得など目標を達成することができました。

今後もこのプランの目標達成に向け努力してまいります。

2) 新たな職員配置計画・資金収支計画の早期策定について

上記プランの具体的な取組項目の目標を達成するために、新病院における新たな職員配置計画を早急に策定し、計画的に適正配置をされたい。

また、新病院整備に係る起債の償還や職員の年齢構成による退職金の増加なども想定されているため、中期的な資金収支計画を早急に策定されたい。

2) 職員配置計画については、新病院の組織、病棟構成、職員配置基準等に基づいた計画を平成18年10月に策定しました。

平成20年2月の開院を控え、平成19年度からは、資格免許職の正規職員を確保するなど円滑な移行に資することとしています。

資金収支計画については、平成18年度末に策定した「病院事業中期計画」に盛り込みました。

中期計画において、平成22年度までに単年度資金収支が均衡することを目標に経営健全化の取組を進めてまいります。

3) 退院者の再入院防止と生活支援について

退院者の病状の安定と回復のために、訪問看護指導、医療相談、デイケア・サービス機能を活用して再入院の防止に努めるとともに、生活上の問題については、市町村や地域生活支援センター等地域の関係機関と連携して支援されたい。

3) 平成17年度から従来の「リハビリテーション科」「デイケア科」「医療相談科」を統合して「総合リハビリテーション室」として、リハビリ部門の体制を強化し充実した支援体制を構築しています。

入院者に対しては、早期退院、早期社会復帰をめざした治療計画を基に作業療法や退院前訪問あるいはケースカンファレンスや本人・家族・地域関係者等を交えての支援会議を行っています。

退院後の通院者に対しては、再発、再入院防止の取組として、面接・電話相談や訪問看護指導ある

4) PFI事業者に対する指導について

施設・設備維持管理業務、保安警備業務、者搬送業務など多くの業務については、平成20年2月の開院時から15年間にわたりPFI事業者が行うこととなったところである。

これらの業務を行うにあたっては、安全性の確保はもとより、人権やプライバシーについて配慮するようPFI事業者に対し十分指導されたい。

5) 中央病院との薬品・医療材料等の共同購入について

コスト削減の一方法として、中央病院と薬品や医療材料などについて、共同購入の可能性について検討されたい。

(3) 病院全事業

1) 「病院事業中期計画」(仮称)の策定について

本県においては、厳しい財政状況を踏まえ、「総人件費の抑制」や「地方機関等の見直し」、「地方公営企業等の取り組み」等について、平成21年度を目標とする「県行政に関する集中改革プラン」を平成18年2月に策定し改革に取り組んでいる。

地方公営企業である病院の取組として、今後の県立病院のあり方を含め、「定員・給与の適正化」、「経営健全化の取り組み」等について、「病院事業中期計画」(仮称)を、平成18年度中に策定することとしている。

この中期計画策定にあたっては、「病院機能の充実・強化」、「定員管理及び給与適正化の目標」、

いはデイケアや外来作業療法を行っています。

地域生活支援や就労支援についても市町村・保健所等の行政機関や地域活動支援センター・授産施設等の関係機関と連携をとって支援会議や連絡会議を開催して支援を行っています。

今後も社会資源を有効に活用して、より効率的で効果的な支援活動を展開してまいります。

4) PFIによる施設維持管理業務等については、PFI事業契約において、患者等の安全を最優先とし、危険防止のための適切な措置を講じて実施するよう定めています。

また、患者等の人権やプライバシーの配慮については、PFI事業者はもとより請負事業者及び受託事業者に対し患者等のプライバシーの保護と個人情報の秘密保持義務を課するとともに、これを確実なものにするために、PFI事業者が事業に従事する職員に対する精神疾患患者の特性や患者のプライバシー保護の必要性等に関する教育研修の実施を義務づけています。

当院においても、PFIによる施設維持管理業務等の実施に当たって、安全性の確保と患者等の人権やプライバシーの配慮に遺漏がないよう適切に指導を行ってまいります。

5) 中央病院と湖陵病院では、取扱品目や規模などに違いがあるため、共同購入によるスケールメリットをただちに得ることは困難と考えますが、事務の効率化等の観点も踏まえ、可能な品目から実施に向けて検討してまいります。

(医療対策課)

1) 平成19年3月に、中期的な視点から県立病院が今後進むべき方向性を明確にするために、医療機能の充実、新たな経営目標を踏まえた経営の健全化、定員管理、収支計画などを盛り込んだ平成19年度から平成22年度までの4年間を計画年度とする、「病院事業中期計画」を策定したところです。

また、県立病院の運営体制については、病院を取り巻く厳しい環境のもとで、県立病院としての役割・使命を果たしながら、良質な医療サービスを将来にわたって、県民に安定的に提供していくため、平成19年4月1日から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院運営の実質的な責任者となる病院事業管理者を置くとともに、新たに健康福祉部から独立

「年度ごとの収支計画」等について、検討を進めるとともに、自立した運営体制の確立に努めるため、「公営企業法の全部適用」についても検討された。

2) 医療費の個人負担分の未収金対策について

医療費の個人負担分未収金は、1年以上経過したものが昨年度末に比較し21百万円余増加して、両病院で98百万円余と多額になっている。

未収金は不況の影響や医療費の自己負担率の引き上げ等により、今後とも増えることが懸念される。一方、公立病院の未収金の時効は、私立病院と同じ3年とする最高裁の判決が下され、早急な対応が必要となっている。

については、自宅訪問による督促を一層強化するとともに、支払督促や差押えの申立てなど法的手段についても十分検討されたい。

また、未収金の発生防止にも効果があり、休日・夜間でも支払ができ利用者の利便性が高いクレジットカードによる医療費納入など、先進地の事例についても関係機関で検討されたい。

3) 財務規則の改正について

病院の財務処理や資産管理で使用する文書の様式については、「島根県立病院事業財務規則」（以下「財務規則」という。）で定められている。

しかし、実態は財務処理や資産管理の電算化が急

した病院局を設置することとしました。

2) 中央病院においては、平成18年8月及び9月を未収金対策強化月間とし、延べ169名を対象に訪問徴収を実施するとともに、それ以外の未納者に対して（分割納付者を除く。）一斉文書催告を実施しました。

また、11月には再度一斉文書催告を実施し、それでも納付意思が確認できない者に対しては、法的手段を検討してまいります。

なお、クレジットカードによる医療費の支払いについては、患者サービス向上の観点から平成19年度から導入することとしています。

湖陵病院においては、精神疾患特有の病状から長期入院患者が少なからずありますが、入院費も一旦未納となると長期化する傾向にあり、その結果一部の患者において多額の未収金が発生し、それらが滞納額の多くを占める状況にあります。

未収金の徴収については、多額滞納者の対応を中心に定期的に検討し徴収を行っています。未収金が多額となった患者については、患者・家族の来院時や自宅を訪問しての面談を行い、返済計画についての話し合いを行っています。

なお、患者及び家族への督促行為が診療予約のキャンセルなど治療にも影響するなど精神病院における債権回収の困難さもあり、その様な点も考慮して対応しているところです。

また、個別に滞納者との交渉を重ねる中で、悪質なケース等があれば、法的手段の適用についても検討する必要があると考えています。

クレジットカードの導入については、湖陵病院の滞納の特性（長期の入院により債務が多額化すること）や患者ニーズが少ないことなど導入にあたっては、そのメリットなどを慎重に見極める必要があると考えています。

3) 電算化の推進により、財務規則に定められている様式と運用上使用している様式が異なっているケースがありましたので、病院事業を地方公営企業の全部適用に移行することに伴い、現行の財務規則を廃止し、新たに制定した「島根県病院局財務規程」で

速に進み、「未収金管理票」、「貯蔵品入(出)庫伝票」、「たな卸表」など財務規則と異なる様式が使用されている。

については、財務規則の様式と実際に使用している様式との整合性を図り財務規則を改正されたい。

4) 会費及び会費的負担金の見直しについて

団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になってきたものなど、団体加入の必要性が薄れてきているのが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分検討されたい。

は、実際に使用している様式との整合性を図りました。

4) 団体等の会費負担については、加入の必要性及び負担額の妥当性を検討しながら予算執行を行ってまいります。

さらに、今後、新規に負担を求められるようなケースについても同様の検討を行い、適正な会費負担に努めてまいります。

また、検討に当たって、病院独自に判断することを基本としつつ、病院固有の事情によらない負担金の支出もあることから、県全体又は他所属の動向にも注視してまいります。

なお、中央病院においては、平成18年度から2団体、平成19年度から3団体について、退会することとしております。

2 電気事業の運営について

1) 隠岐大峯山風力発電所の運転稼働日数の確保について

平成16年2月から運転を開始した隠岐大峯山風力発電所の供給電力量は、目標電力量に対し、70.1%で前年度に比して5ポイント上昇しているが、営業収支の状況を見ると、損失が31,942千円となり、平成16年度の損失16,158千円より増加している。この要因は平成17年度冬季の落雷事故により修繕工事を行ったためである。

今後は、避雷などの予防対策を十分に実施し、運転稼働日数の確保や経費削減に努められたい。

2) 江津高野山風力発電所の収支計画の策定について

江津高野山風力発電所の整備については、平成20年4月に定格出力2万700kWでの営業運転を目指し、平成17年度から開始した。

この発電設備はドイツ製を予定していることから、為替レートの変動による調達コストが増加するなど事業費の増が見込まれるので、適切な収支計画を策定されたい。

また、隠岐大峯山風力発電所の整備・運営を通じて得た貴重な経験を、事業展開に活かされたい。

(企業局)

1) 隠岐大峯山風力発電所の稼働率低下の原因となった落雷については、平成19年1月に避雷塔を設置し、避雷予防対策の強化を図ったところである。

今後とも、運転稼働日数の確保をはじめ効率的な運転に努めていく。

2) 江津高野山風力発電所建設事業は、平成17年度から平成20年度までの工期で総事業費64億円余、本年度2月には本体工事等を発注したところである。平成20年11月の営業運転を目指しており、長期的な収支のなかで採算性がとれる事業展開としていく。

収支計画においては、営業期間は約17年間(耐用年数)とし、年次別損益計算上は、運転開始後3年目からは費用の増高により損失となるが、8年目以降は利益が発生し、約7億円余の累積利益を見込んでいる。

また、施設整備・運営については、避雷対策や故障時の迅速な対応など隠岐大峯山風力発電所の経験

<p>3) 水力発電所の計画的な改良等について</p> <p>大半の水力発電所が運転開始後40年～50年経過していることから、より効率的な発電が可能となるよう改良(修繕)計画を策定し、年次的に改良等を実施されたい。</p>	<p>を活かしていく。</p> <p>3) 現在の長期計画(10カ年)を毎年見直しながら適切に修繕・改良工事を実施していく。</p>
<p>3 工業用水道事業の運営について</p> <p>1) 飯梨川工業用水道事業における需要拡大について</p> <p>飯梨川工業用水道事業は、景気低迷による企業の倒産や給水先の節水等により給水量が年々低下し、今後も契約水量の増加は期待できない状況にある。</p> <p>については、引き続き経費の抑制に努めるとともに、工業用水を使用する可能性のある企業・事業所の情報を収集し、PR活動等を効果的に実施することにより新たな需要拡大に努められたい。</p> <p>また、需要拡大に繋がるよう基本使用水量の小口化について、検討を進められたい。</p> <p>2) 江の川工業用水道事業の用水型企業の誘致等について</p> <p>江の川工業用水道事業については、事業開始以来、給水先は1企業に留まっていることから、豊富な工業用水や立地企業に対する補助制度をPRすることなどにより用水型企業の誘致に努めるとともに、用水の新たな有効活用策について検討されたい。</p> <p>3) 神戸川工業用水道建設事業の設備投資について</p> <p>神戸川工業用水道建設事業については、平成23年度に志津見ダムの供用開始を控えているが、専用施設の整備にあたっては、水需要の予測が立たない限り着手しないこととしている。</p> <p>事業の着手にあたっては、出雲市や地元商工団体等と一体となって実態に見合った予測を行い、投資が過大とならないよう慎重に対応されたい。</p> <p>4) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用策について</p> <p>八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万m^3の用水を確保し、江の川工業用水道事業に5万m^3、江の川水道事業に2万7千m^3の用水を利用しているが、残りの15万3千m^3については、利用されることなく現在に至っている。</p> <p>今後、この利用されていない用水の有効活用策について、県と一体となって検討されたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>1) 経費の抑制については、人件費など固定経費の節減に努める。需要拡大のための幅広い情報収集・PR活動を行うとともに、最小基本使用水量の変更などの検討を進める。</p> <p>2) 用水型企業の誘致については引き続き取り組んでいくが、昨今の全国的な企業立地の状況からして、当団地に大規模な用水型企業が進出する可能性は低いと考えられるので、用水の新たな有効活用策の検討を行っていく。</p> <p>3) 専用施設の着手にあたっては、将来の見通し、及び県のリスクを回避するための具体的な対応を事前に検討していく。</p> <p>4) 利用されていない用水を有効に活用するという視点に立ち、県にとって最も適切な利活用策について、関係課と協議を行っており、全県的な立場で取り組みたい。</p>

4 水道事業の運営について

1) 飯梨川水道事業の施設改良と適正な供給単価の維持について

飯梨川水道事業については、施設の老朽化対策や耐震対策に多額の投資が必要とされているが、これらの事業の実施にあたっては、給水先市町と連携・調整を図りながら、適正な供給単価が維持できるよう努められたい。

2) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、経費節減等による支出の抑制に努めるとともに、引き続き関係市と連携を図り、簡易水道の上水道への切り替えを提案するなど新たな需要拡大に取り組まれたい。

3) 斐伊川水道建設事業の円滑な推進について

斐伊川水道建設事業は、3市1町に最大日量35,400m³(供給開始時は21,000m³)の水道水を給水するため、現在、宍道湖湖底管の布設工事や第1調整池の建設が進められている。

単価設定等にあたっては参画市町と十分に協議を行い、事業が円滑に推進できるよう努められたい。

5 宅地造成事業の運営について

1) 江島工業団地の分譲促進について

江島工業団地については、売却の促進を図るため分譲単価の引き下げや分譲対象業種の拡大などの対策を講じているが、引き続き、知事部局、地元自治体と連携し、完売に向けて一層努力されたい。

2) 江津地域拠点工業団地の売却促進について

江津地域拠点工業団地については、用水型企業の受け皿としてPR活動等に取り組むほか、地元自治体等と誘致活動に努めているが売却に繋がっていない状況にある。

今後、比較的小規模な敷地を必要とする企業のニーズに応えることができるよう、分譲区画の細分化や分譲対象業種の拡大について検討するなど売却

(企業局)

1) 施設改良の必要性については、関係市町の理解を得たところである。

今後は、改良工事の計画的な執行が可能となるような料金算定方法の採用について、関係市町と調整を図り、適正な供給単価の設定に努める。

2) 経費節減については、物件費の削減を織り込んだ新料金を設定し、平成18年度に受水市と契約したところである。

また、これまでに発行した企業債について、高金利となっている一部の借換を行い、今後の支払利息の軽減を図った。

需要拡大については、江津市では平成18年度に有福簡易水道が上水へ振り替えられ300m³/日程度、また、平成18年12月にはごみ処理場の運用開始により40m³/日程度の需要増となった。

さらに、松平簡易水道においても上水への切替に向けて、今後、水道事業者において必要な工事が実施される予定となっている。

3) 単価設定については、斐伊川水道事業が県東部地域における用水供給に果たす役割を考慮の上、あるべき姿を関係市町に対して提示し、理解を得ていく。

(企業局)

1) 平成18年度から分譲促進策を展開し、本年度には2件、約4,000m²を分譲した。引き続き、完売に向けた取組を行っていく。

2) 平成19年度から分譲促進策として、誘致対象業種を製造業以外の他産業にも広げるとともに、割賦分譲制度も業種及び面積要件を緩和することによって、幅広い業種の進出を図っていく。併せて、最大区画のA区画の分割分譲も行って売却の促進を図っていく。

また、土地貸付制度については、業種及び面積要件を緩和することによって、団地の土地利用を促進

<p>の促進に努められたい。</p>	<p>する。</p>
<p>6 企業局全事業</p> <p>1) 企業局経営計画の進行管理について</p> <p>10年後を見据えた公営企業の経営安定を図るための方針を定めた「企業局経営計画(平成18年度～平成22年度)」を、平成18年3月に策定した。</p> <p>この計画では、企業局が今後目指すべき「使命・ビジョン」を明確にし、5年後に達成すべき成果・目標を数値化するとともに、各事業ごとの損益計算書及び貸借対照表のシミュレーションを行っている。</p> <p>については、この成果・目標等について年度ごとに達成状況を検証・評価することによって、計画の進行管理の徹底を図られたい。</p> <p>2) 総費用の抑制について</p> <p>公営企業経営の健全化を推進するうえで、総費用の抑制は重要な課題である。</p> <p>人件費の抑制については、これまで組織の統合による人員削減や業務手当の廃止に取り組んできたところであるが、今後も、事務事業の見直しや外部委託の推進等により職員定数の削減に努められたい。</p> <p>経費の節減については、業務委託等で行われている随意契約を見直し、可能な限り競争入札を実施するなど、さらなるコスト削減に努められたい。</p> <p>東部、西部事務所で個別に契約を行っているもので、スケールメリットを活かせるものについては契約の一本化を検討するなど、経費の節減に努められたい。</p> <p>3) 低利かつ安定した資金調達等について</p> <p>公営企業の健全な運営に資するため、低利かつ安定した資金を地方公共団体に融通する目的で設置された公営企業金融公庫が、国の行財政改革の一環として平成20年度に廃止されることとなった。</p> <p>今後予定されている高野山風力発電所、志津見及び新浜田川発電所の整備や既存設備の大規模改良工事に係る財源については、大半を企業債の発行によって確保することとしている。</p> <p>公営企業金融公庫の廃止後の資金調達については、低利かつ安定した資金が引き続き調達できるよう関係機関と連携し、国への要望等を行われたい。</p> <p>また、この公庫から借り入れた企業債の未償還残高のうち、特に高利率な7.0%以上のものをみる</p>	<p>(企業局)</p> <p>1) 経営計画では、各成果指標毎に達成すべき目標値を定めている。この目標達成に向けて、より具体的な実行計画である「アクションプログラム」を策定し、現在全職員一体となって取組を進めている。</p> <p>この取組では、年度ごとに目標の達成状況についての評価を行い、PDCAによる経営マネジメントを実行することで、計画の進行管理を図っていく。</p> <p>2) 人件費の抑制については、現業業務の見直しにより平成18年度にダム管理業務の一部嘱託化により1名減、平成19年度においては運転業務の廃止、水道管理業務及びダム管理業務の嘱託化により3名の減を行うこととしている。</p> <p>また、内部管理経費については、平成18年度当初予算において10%、平成19年度当初予算においても、さらに5%のシ・リングを設定し、経費の抑制を図ったところである。さらに執行段階においても経費の抑制を図ることとしている。</p> <p>3) 公営企業金融公庫の廃止後の資金調達については、低利かつ安定した資金が引き続き調達できるよう地方公営企業連絡協議会や知事部局とともに、国へ要望活動等を行った。その結果、地方公共団体が全額出資する共同法人「地方公営企業等金融機構」が設立され、長期かつ低利な資金を融通できる見通しである。同法案については、現在、通常国会で審議中である。</p> <p>また、平成19年度地方財政対策において高金利の地方債の公債費負担の軽減対策として、補償金なしの繰上償還の制度が創設されたため、この制度をできる限り活用することとし、平成19年度当初予算において、可能性のある全額を繰上償還し、金利の低い民間資金に借り換えるための予算を計上したところ</p>

と、電気事業会計が6件の3,380万円、水道事業会計が8件の6億7,745万円余となっていることから、これらの高利率で借入した企業債の繰上償還ができるよう国等へ働きかけられたい。

4) 会費及び会費的負担金の見直しについて

団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になってきたものなど、団体加入の必要性が薄れてきているものが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分検討されたい。

である。

4) 平成18年度に会費等の見直しを実施した結果、団体加入の必要性が薄れてきた3団体については、平成19年度に脱会を行うこととした。

平成16年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況 (18年度報告分)
<p>I 一般会計及び特別会計</p> <p>1 旅費について</p> <p>・区域名について</p> <p>旅費の算定に際し、出張先等の地域名は、「職員の旅費に関する条例の解釈及び運用方針」により、県内の場合、条例施行当時の昭和27年 7 月 1 日の市町村の存する区域名を使用することと定められている。</p> <p>当時の該当区域名により、路程、最寄り駅等を指定することは、実態と相違する場合があります。現に J R 利用の旅費計算の際、最寄り駅が現在の最寄り駅と異なっていた事例が生じていた。</p> <p>については、県内の出張先について、現在の区域名に改められたい。</p> <p>・旅費事務の民間委託について</p> <p>現行の旅費は、原則として、標準的な実費額を基礎として計算する定額方式により支給されている。</p> <p>これまで、旅費制度は不断に見直されてきているところであるが、一層の事務処理の効率化を図るため、旅費計算、旅券・宿泊券の手配、旅費精算等の一連の事務について、民間委託を検討されるとともに、その際併せて、旅券・宿泊券等の証拠書類に基づいて旅費を支給する証拠方式の導入についても、検討されたい。</p>	<p>(人事課・出納局)</p> <p>・区域名について</p> <p>旅費システムでは、出発地等を現在の市町村名(丁目、字)で入力し、路程の計算の段階で昭和27年当時の区域名に置き換えて計算している。</p> <p>この区域名は起点コード(6桁の数字)で管理しているが、これを現在の区域名に改めると現行の登録起点数272件から3,682件となり、さらに経路数にすると現行の経路数37,000件から最低でも6,800,000件となる。</p> <p>以上のように膨大な修正量となるため、民間委託も含めて費用対効果等を検討したい。</p> <p>(出納局)</p> <p>最寄り駅の登録については、旅費システム開発当時(平成9年)に総務事務所単位で各管内の起点の最寄り駅を調査し、その結果をシステムに登録しているが、最寄り駅の実態との相違が生じたものと考えられるため、調査を行い、平成18年8月1日にシステムへの反映を完了した。</p> <p>対象の件数については、以下のとおり。</p> <p>追加... 2 所属 削除... 3 所属 修正... 3 所属</p> <p>(人事課)</p> <p>・旅費事務の民間委託について</p> <p>旅費の民間委託については、事務処理の効率化を図るため、旅行会社等も交えた検討や関係課と他県視察も行ったところであり、引き続き民間委託を導入した他県の運用状況も参考にしながら、検討を行うこととしている。</p> <p>なお、旅券・宿泊券等の証拠書類に基づいて旅費を支給する証拠方式の導入については、平成18年12月より航空賃の精算において導入したところであるが、その他の旅費については民間委託とともに、旅費支給制度全体の中で可能かどうか検討する。</p>
<p>2 物品の譲渡及び貸付に係る取扱規程の整備について</p> <p>物品の適正な管理及び有効活用を図るため、昨年度の定期監査における重点監査項目「物品の処分等」で、各機関において不用と判断した物品について、安易に廃棄を行わず、全 LAN を活用した管理換えや市</p>	<p>(出納局)</p> <p>パソコン自体は、通常4年程度で性能劣化が生じること、OS(コンピュータシステム全体を管理する基本ソフトウェア)が古いパソコンではサポートが打ち切れネットワーク上のセキュリティが保てないこ</p>

町村等への売却、譲与等を積極的に検討するように求めたところである。

しかしながら各機関の中には、パソコン等の物品の更新をした際に、従前の物品を故障等もないのに廃棄しているものがある。

こうした取扱いは、物品については「財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例」の中で、譲渡、貸付等についての定めはあるものの、公有財産のように具体的な取扱い（減免基準、評価額の算定等）に係る規則、運用通達、取扱要領等の関係諸規程の定めがないことが要因のひとつと考えられる。

については、物品の適正な管理及び有効活用を図るため、早急に物品の譲渡及び貸付に係る具体的な関係諸規程の整備を図られたい。

と、古いパソコンに新しいOSを載せ換えて再活用することは物理的に不可能であること、仮に貸出すならば有償でデータを消去することなどが必要であり、外部の者に譲渡したり、貸与することは適当でないと考えている。

物品については公有財産に比べ、一般的に安価で、しかも多種多様であることから譲渡や貸付等に関する共通的な諸規定を設けることは困難である。

個々のケースに応じて「財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例」や「島根県会計規則」を遵守し、公正な執行を図るよう指導することとしたい。

「団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金について」の「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況
<p>I 運営の合理化に資するための意見</p> <p>1 会費の徹底した見直しについて</p> <p>会費の取扱いについて、各機関は本県の財政改革の必要性を十分認識し、社会状況の変化に即応して、不断の見直しが必要である。</p> <p>については、各機関にあっては、次の見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、改めて、1 件ずつ徹底した見直しに努められたい。</p> <p>また、各部主管課にあっては、積極的に指導、調整に努められたい。</p> <p>【見直しの視点】</p> <p>ア 納付先の各種団体等の活動は適切に行われているか。</p> <p>イ 会費の支出額に見合う反対給付内容は十分か。</p> <p>ウ 会費の支出額に見合う効果は発揮されているか。</p> <p>エ 団体等へ加入を継続しなければ、特段、支障が生ずるものなのか。</p> <p>オ 同一団体に県の複数の機関（部局）が加入しているものもあるが、加入機関（部局）の統合化（一本化）を図るべきものはないか。</p> <p>カ 会費の負担額、負担率の定め方は適切か。</p> <p>キ 支出科目が不適当なものはないか。</p>	<p>(知事部局各部主管課、各機関)</p> <p>会費の取扱いについて、見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、今後とも継続的に見直すとともに、各部主管課は指導、調整に努める。</p> <p>(教育庁総務課)</p> <p>平成17年度から見直しを行っており、本県から複数の機関が加入している場合には1 機関のみの加入にしたり、必要最小限の会費とするよう働きかけを行い、平成18年度から複数の会議において会費の減額が実施されるなど、一定の成果をあげたところである。</p> <p>今年度も監査意見に基づき、会費を徴収する会議等に加入している各所属へ、上記の見直しの視点に立ち、加入の必要性について改めて検討し、その結果を総務課へ提出するよう指示を行った。</p> <p>各所属からの検討結果を見ると、現在加入している会議等は、全国規模のものが多く、国に対して働きかける場合に効果的であること、最新情報が逐次提供されることなど、加入する必要性があり、脱退した場合には支障を来すとのことであった。</p> <p>なお、今後も引き続き、上記の見直し視点に立ち、日頃から会議等の運営を厳しく監視するとともに、決算報告等により会費の負担額及び支出科目が適正かどうか等についても適切な対応を行うよう指示した。</p> <p>(警察本部)</p> <p>会費の公費負担については、平成16年度会計に係る定期監査の重点監査事項となって以降見直しを行い、これまで3 件を削減した。</p> <p>残る会費は、警察行政運営上削減することは困難であるが、今後も見直しの視点を踏まえて不断の見直しに努める。</p>
<p>2 見直しを求める会費について</p> <p>ア 会費の削減等を検討されたいもの</p> <p>次の団体等にあっては、会費収入以上の繰越金があったので、会費負担額の妥当性等について関係者間で協議し、削減等に積極的に取り組まれたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国地方拠点都市地域整備推進協議会負担金 	<p>2</p> <p>ア</p> <p>(地域政策課)</p> <p>会費の値下げを要望した結果、平成19年度から10% 減額され年額60千円が54千円となった。</p>

・中国開発幹線自動車道建設期成同盟会分担金

引き続き決算状況を見ながら適正な会費となるよう要望することとしたい。

(高速道路推進課)

中国開発幹線自動車道建設期成同盟会分担金については、活動の活発化及び分担金の削減に取り組むよう事務局と協議を行ったが、他の会員との調整がうまくつかなかった。今後とも引き続き協議を行う。

・中国横断自動車道尾道松江線建設期成会分担金

(高速道路推進課)

中国横断自動車道尾道松江線建設期成会分担金については、事務局との協議の結果、次年度において分担金を削減する見込みである。

イ 見直しを求める会費について

イ

加入団体の選択並びに事業目的及び活動内容が類似している組織のあり方を検討されたいもの。

(高校教育課)

(高校教育課、各県立学校)

昨年度の監査結果において、全国高等学校長協会等の会費については、厳に必要な団体を選択し、会費の削除を図られるよう見直しを求めたところであるが、十分な見直しがされていなかった。

平成19年度から、校長協会、教頭協議会及び事務長協議会それぞれにおいて、全額県費で会費を負担する組織を、全国レベルでの基本となる組織一つに限定し、これ以外の細分化された分科会あるいは中四国レベルでのブロック別組織については、県費による負担を減額する方向で検討する。

については、各県立学校にあっては、県内の校長会、教頭会、事務長会等において、事業の目的や活動内容を再吟味し、重複して加入する必要性、妥当性について検討し、加入団体を選択するとともに、事業目的や活動内容が類似している組織のあり方について早急に抜本的な見直しを実施されるよう中国地区及び全国の各協議会等に働きかけられたい。

また、高校教育課にあっては、適切に見直しがされるよう指導されたい。

島根県監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定に基づき、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年 5 月29日

島根県監査委員	福	間	賢	造
同	大	屋	俊	弘
同	山	崎	悠	雄
同	谷	本		敏

平成17年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件
 - (1) 島根県の委託料
 - (2) 島根県土地開発公社
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
 - 次のとおり

監 査 結 果	措 置 等 の 内 容
<p>報告書中</p> <p>第3章 島根県観光開発公社への委託</p> <p>第1 宍道湖ふれあいパーク維持管理委託</p> <p>1 観光開発公社の人件費補填の問題について</p> <p>人件費として観光開発公社専務理事と事務局長の報酬及び給与11,326,000円が積算されている。この人件費は、委託業務（公衆便所と植栽の維持管理）にかかる維持管理委託料とは全く別枠で積算されていた。</p> <p>委託契約によって委託した業務内容分の委託料は、観光開発公社の事務手数料分も含めて全て維持管理委託料で積算されている。県は公社の運営改善計画遂行に当たり、人件費措置は必要なものと認識としているが、委託契約では「公社の運営改善計画遂行」業務は委託していない。そもそも、「公社の運営改善計画」は観光開発公社自身で遂行するものであり、県が組織としての観光開発公社本人に委託料を支払ってやってもらうことはあり得ない。</p> <p>また、事務局長の人件費分は、平成14年度2月補正予算において積算された。「委託」はやってもらいたい業務が先あって、それを実施してもらうために行なうものである。年度が始まって10ヶ月も経過したところで、平成14年4月分まで遡って委託料を積算することは考えられない。</p> <p>さらに、予算要求資料では、事務局長については、麗雲荘廃止後の「宍道湖ふれあいパーク」の跡地利用にかかる検討を公社事務局長に委任し、事務局長の給与を県で負担するとあるが、当該契約では「跡地利用にかかる検討」業務を観光開発公社へは委託していない。</p> <p>得られた内容（＝公園の維持管理）と委託料との間に対価関係が存在せず、委託の本旨に反する。委託という法形式を使って観光開発公社の人件費補填を行なうことはできないという意味で違法である。少なくとも手続的に著しい瑕疵があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）島根県観光開発公社は、平成17年5月31日付けで解散しており、宍道湖ふれあいパークの維持管理業務については、平成17年度から各事業者との直接委託としたため人件費補填は行っていない。 なお、当時の契約にある人件費は、業務として記載されていなかった不備はあるが、「設立目的は果たした。速やかな整理が必要（H14.3議会決算特別委員会小委員長報告）」との指摘がされていた公社について、設立者であり、最大の出資者である県として円滑な解散を図る上で必要な支援だったと考えている。
<p>2 随意契約の理由（委託先選定理由）の妥当性</p> <p>当該委託では直接の管理業務はほとんど全部、事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宍道湖ふれあいパークの維持管理業務については、公園

が行なっている。したがって、「同パークの設計・施工受託者でありパーク内の地形・地質・設備・植栽等に精通していること」がメリットとなって「円滑な管理が期待できる」とは思えない。

委託先選定理由には、「同パーク内の県立国民宿舎麗雲荘の経営受託者であり宿舎運営と一体的に管理できることから、管理経費の節減が可能である」とある。しかし平成17年度に事業者個別に委託した場合と金額を比較すると、大きく変化はない。個別に委託した場合との経費の比較がなされてもよいと考える。

3 再委託について

委託契約書の条項と異なり、当該委託においては県は「あらかじめの文書による承諾」を与えていなかった。

委託契約ごとに個別に「一部の業務を再委託する場合に県がどこまで再委託を把握して管理すべきか」を、県の得るもの（サービス）の質と量の確保や情報保持の必要性から検討し、管理する必要がある。

第 2 観光動態調査業務委託

1 「委託」としての検討

『平成16年島根県観光動態調査結果表』（全78頁）のうち「A．観光客数調査（月別、行動目的別）」の結果数値が67頁、「B．観光地点アンケート調査」に関する結果分析が8頁、残りが調査についての説明等である。

『平成15年度島根県観光動態調査見積内訳表』に基づいて、平成16年度の人役を検討してみたところ、「A．観光客数調査（月別、行動目的別）」にかかる集計・分析業務の人役は多くとも40人（日）程度になる。また、「B．観光地点アンケート調査」の結果として分析・報告されている9項目は単純回答なので、6,172サンプル分の回答を集計・分析する業務量は、それほど多いとは思われない。

以上からすれば、「A．観光客数調査」と「B．観光地点アンケート調査」の集計・分析の業務量は、内容と量を考えると1名がまるまる1年間かかるような業務量ではないと思われ、観光開発公社人件費部分が過大に積算されていると考える。

平成16年度については、見積内訳を提出させていなかった。しかし、委託内容に見合った委託料がどれくらいかを判断する（対価性の確保）には、どの仕事にどれだけかかるかという見積内訳は必須であろう。

見積内訳を提出させていないということは、積算の妥当性を検討していないということである。平成16年度に

内にある麗雲荘等を管理している（社）島根県観光開発公社に委託したほうが県の直接委託に比べて円滑な管理ができること等によるコスト減を考慮し、外部委託により管理を行った。

（社）島根県観光開発公社が解散した平成17年度からは、総コストを考慮し、県の直接委託により管理している。

- ・ 宍道湖ふれあいパークの維持管理業務については、平成17年度から、各事業者との直接委託等により行っている。その際、再委託は行わせていない。

- ・ 市町村合併や実施方法の効率化等に伴う業務量の減少を踏まえ、平成18年度は人役を減らし委託を行っている。

- ・ 平成18年度の委託は、詳細な内訳を記載した見積書を提出させている。

も、平成15年度に行なっていたのと同じように、詳細な見積内訳の提出を求めた上、積算の妥当性の検討がされるべきであった。

平成16年度の委託契約書には再委託禁止条項がない。しかし、当該委託について情報の保持が大切であるならば、再委託禁止条項を設けて事前の書面での承諾を要求すべきである。

初めて事業者への再委託をした平成15年度に、再委託についての条項を付加する変更がなされるべきであった。

・ 平成17年度から、委託契約書に再委託の禁止条項を設けている。

また、再委託を行う場合は、書面による事前協議を行っている。

第3 そもそも外部に委託すべきか、の検討

2 『観光動態調査業務委託』について

政策決定のためにデータを収集する方法として、現在行なっている調査は質的に(方法)量的に(頻度、観測地点)妥当か、そもそも県自身は、『観光動態調査』に何を求めているのか、何のためにどこまでの精度、深さの情報を得ようとしているのかを具体的に自覚し、明確にしておく必要がある。

全国比較を可能にするために全国観光統計基準に基づいて行なっているということがあるとしても、県としての検討はもちろん必要である。何のためにどこまでの質と量の情報を求めているかを絶えず明らかにしておかないと、過剰な質と量(使用頻度の少ないアンケート項目、過大な調査日数等)に陥る危険性がある。

・ 観光動態調査は、県や市町村の産業政策構築や民間事業者の経営基礎資料として必要最低限のものであり、例えば、他の観光地との比較や時系列的な比較などに活用されるなど、その必要性は極めて高いと考えている。

また、現在の同調査対象者数は、社団法人日本観光協会の全国観光統計基準で示されている最低の基準数であり、これを下回る調査数とすることは難しく、現在の質確保が必要である。

調査項目についても、他比較や時系列比較などを行うための必要最低限のもののみであり、現在の質確保が必要である。

3 『宍道湖ふれあいパーク維持管理業務委託』

清掃や剪定業務を事業者個別に直接委託することは可能であるが、その場合には、委託料とは別に県庁における人件費コストがかかることになる。したがって、観光開発公社に委託した場合のコストと個別に委託した場合の県のコストとを比較すべきである。

委託実施に際しては、その質と量の業務を行なうとして、外部委託の方法と県で実施する場合の総コスト(人件費を含む)との比較を行なった上で、外部委託か、県から各事業者へ直接委託するかを選択すべきである。

・ 宍道湖ふれあいパークの維持管理業務については、公園内にある麗雲荘等を管理している(社)島根県観光開発公社に委託したほうが県の直接委託に比べて円滑な管理ができること等によるコスト減を考慮し、外部委託により管理を行った。

(社)島根県観光開発公社が解散した平成17年度からは、総コストを考慮し、県の直接委託により管理している。

4 行政評価シートにおける、県の人役算定について

平成16年度の『宍道湖ふれあいパーク維持管理業務委託』では、委託料の他に、「観光開発公社に『宍道湖ふれあいパーク維持管理業務委託』を委託する事務」が0.46人役とされていた。これは年間業務日数で110日分、人件費約3,864,000円になる。

「行政評価シート」の人役は、どの課でも必要になる管理的業務もその課の事業に割り振られるので、事業が

・ 平成16年度は、(社)島根県観光開発公社の解散に係る業務量が含まれている。

なお、平成17年度は、0.23人役(麗雲荘解体に係る検討業務量を含む。)となっている。

<p>少ない場合には、各事業における人役はどうしても多くなりがちであるが、110日分というのは過大と思われる。</p>	
<p>第 4 章 島根県土地開発公社への委託 第 2 用地取得事務の委託 2 中国横断・山陰自動車道用地取得事務委託 今後、公共事業の減少とともに用地取得事務が減少するにともなって、これからは用地取得事務を「委託」しなくても県だけで実施することが可能になってくる。 県で実施できるのであれば、順次、土地開発公社への委託をやめるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県での実施を基本とし、業務量や業務内容から土地開発公社に委託する場合であっても必要最小限にとどめることとする。
<p>3 公共土木事業用地取得事務委託 土木事務所への常駐者数 6 人役が相当であるとの判断をする際にどのような検討がされたか不明である。 委託料が妥当といえるためには、人役算定が相当である必要がある。具体的な数字に基づいて人役の相当性を検討した上で算定すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託にあたっては、業務設計額（用地・補償費の合計額）を総合的に勘案し 6 名と判断したが、人役の相当性を検討した上で算定すべきであったと考える。 なお、事業量の減少に伴い必要性が薄れたことから、平成18年度より業務委託を廃止した。
<p>高速道路推進課からの委託の委託契約書には再委託条項があるが、用地対策課からの委託の委託契約書には再委託に関する条項は全くない。 しかし、高速道路推進課からの委託と、用地対策課からの委託は、全く同じ質の業務である。それならば、同じ条項にすべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘の条項については、本来そろえておくべきであったと考える。 なお、事業量の減少に伴い必要性が薄れたことから、平成18年度より業務委託を廃止した。
<p>第 3 土木工事請負の業務委託 2 県立中海水中貯木場浚渫工事業務委託 当該業務委託の内容は、入札業務と工期約10ヶ月程度の工事の施工管理業務である。 施工管理は幾度かの区切りで完了検査を行なうのであって、工期約10ヶ月といっても、毎日工事現場に行っているわけではない。委託料額を、「行政評価人件費」を用いて人役に換算すると1.7人役（のべ約408日）となるが、施工管理に入札業務を加えても過大であろう。 県における同様の業務の人役からすれば、県においては入札事務であれば 1 人で年間147件、施工管理で年間 8 件を受け持っている。とすれば、県庁で当該業務を行なった場合、この 1 件だけに1.7人ということはないはずである。 業務担当の 2 名の技術職員は、平成16年度には、当該委託事業の他に、『歴史民俗博物館』『ソフトビジネスパーク公園整備事業』『公共土木測量設計』等も担当している。2 名でこれだけの業務を担当しているのだから、この事業のみに1.7人役ということはない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該委託事業費は、土地開発公社と県の間で定められた委託費の事務比率表に基づき、適用比率を積算額に乗じて算出した。これは、「事務比率を用いる」というルールに従って積算した結果である。 今後、土木工事を委託する場合は、より適切な積算となるよう検討していく。

当該委託では、土地開発公社が委託業務実施に要する経費よりも高額な委託料が支払われている可能性が高い。

あっせん事業及び附帯事業にかかる経費をそれぞれの委託ごとに見ると、当該事業においては委託料額が土地開発公社が当該業務の実施にかけた経費よりも数百万円の単位で上回っている。

すなわち、当該委託では、過大な委託料額が積算されていると思われる。

県は、当該委託を、県が行なうべき業務の一部分担と考えているように思われる。そうであれば、積算は人役によるべきであろう。

どのような工事でも事務比率は一律であることは、業務量に応じた委託料額を算定することそのものを放棄していることに他ならない。工事ごとに施工管理の手間が異なり、それに応じて現場管理等の費用も変えるのであれば、工事の種類によって手間を勘案して事務比率を変えることで、割高な委託料算定とならないようにすることができる。しかし、事務比率表は1種しかなく、土地開発公社への委託においては、簡易な工事でも難度の高い工事でも一律の事務比率で積算がなされている。その結果、過大と見える委託料が積算されているように思える。

事務比率による積算だと、実際の工事事業者の工事費が安くなれば安くなるほど土地開発公社の事務費分は減る。土地開発公社が「企業努力」をして工事費額を下げれば下げるほど、自己の取り分が減るというあり方は、不自然の感を否めない。

委託内容に見合った委託料という観点からすれば、事務比率による委託料積算の合理性には疑いを抱かざるを得ない。

マンパワー不足であって外部に委託しなくてはならない状況かどうかは、年度年度で改めて検討すべき事項であろう。入札及び施工管理のみを土地開発公社に委託した上で、事務的な事項は林業課で行なう（施主はあくまでも県）ということではできないのだろうか。

県庁（企業局を除く）の中で土木工事の実施について最もノウハウを持っている部署は土木部である。だとすれば、各課で発生する土木工事については、一旦、土木部で取りまとめの上、土木部各課での実施を含めて最もよい方法で実施できるような仕組みが必要ではないか。

4 ソフトビジネスパークの公園植栽管理

・ 各課で計画されている土木工事についてあらかじめ把握した上で、土木部での実施を含めた効率的な執行方法を検討していく。

<p>土地開発公社が一括して入札管理し、面積配分等、何らかの合理的な基準で経費を配分する方法をとるのであれば、県で行なった場合のコスト（人件費を含めたコスト）とのきちんとした比較をした上で、土地開発公社への委託を選択すべきである。</p> <p>その場合には「随意契約の理由」も、当然変わって来るはずである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度ソフトビジネスパーク島根内の公園管理の委託については、現場の熟知度、管理の合理性、管理能力等を総合的に判断し、島根県土地開発公社へ委託したが、平成17年度から指名競争入札を経て、県が民間企業に委託している。
<p>第 5 章 島根県土地開発公社</p> <p>第 2 土地造成事業について</p> <p>2 益田拠点工業団地に係る補助金受給の過誤の問題</p> <p>島根県は土地の分譲単価を平成14年度末の水準に据置くために、土地開発公社に対して補助金を交付している。</p> <p>益田拠点工業団地では、一部の土地をリースに供し、これに伴う地代収入がある。また、分譲した土地代金の割賦払いに係る割賦利息（延納利息）が土地開発公社に支払われる。</p> <p>補助金として申請することのできる金額は、金融機関からの借入金、利息や維持管理費用等からこれら地代収入、割賦利息収入を控除した額であるが、土地開発公社は平成16年度において地代収入のうち2,901,000円を借入金元金の繰上償還に充当し、元金充当残の3,481円のみを申請額より除く計算を行なった。その結果、県に対し過大に補助金を申請し、県もその事実気づかず申請額をそのまま交付してしまった。県は土地開発公社に対して過大に交付した補助金の返還請求を行なうべきである。</p> <p>このような誤りが繰り返されないためにも、その算出根拠の審査をより厳密に、かつ明確に行なえるように、早急に審査過程の見直しが求められる。</p> <p>補助金受給過誤の背景には、土地開発公社が土地造成事業について「完成土地」と「未成土地」を適切に区分しておらず、建設利息と維持管理費用を「未成土地」勘定に計上して、土地原価へ加算し続けているという会計処理がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度補助金については、事実を精査の上、補助金返還の手続きを終えた。 今後このような誤りを繰り返さないために、土地開発公社からの提出書類の様式に改良を加えるとともに、申請者、補助者双方において公正証書等との照合の徹底を図るなど、審査をより厳密かつ明確に行えるよう見直しを行った。
<p>3 安来市浦ヶ部住宅団地に係る問題点</p> <p>土地開発公社と安来市間の最初の協定書（平成 8 年 12 月 17 日）では、分譲期間を平成12年から平成16年度までと規定し、分譲期間を経過した後、分譲残地が生じた場合には、安来市において当該分譲残地を買取るものとしていたが、平成16年度末近くになって安来市から、分譲残地の買取は財政的に困難であり、分譲期間を更に延</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地開発公社としては、年度目標を立て単年度ごとに未分譲地を買取るよう強く要望したが、安来市において今後一層の販売促進に努めるとの説明があったため、やむを得ず 4 年間の契約延長に同意し、変更協定を締結したものである。 なお、変更協定においては、分譲残地が生じた場合に

長して欲しい旨の要望があり、最終的には4年間の契約延長の後、安来市が残地を買取る内容の変更協定に合意した。

残区画全部を当初の契約どおり安来市が買取れば、一度の売却の手間で済む。しかし、残区画を土地開発公社が持ち続けられ、土地が分譲される都度、契約事務、分譲申込み、登記等の手続きをしなければならず、土地開発公社はそのためにより労力を費やすことになる。土地開発公社の立場で考えると契約を延長すべきではなかった。

4 分譲造成地を賃貸している問題

取扱要領では、賃貸料は分譲価額の2%プラス市町村交付金と規定されているが、この賃貸料では、賃貸管理業務にかかる経費及び土地開発公社の金利負担分が賄えない可能性がある。また、賃貸期間中は当該土地は売却できないため、土地開発公社の健全性を害する恐れがある。さらに、土地に見合った借入金がある場合、土地が売却できなければ、返済も長期間据置かれ、保有コストが増大し、土地開発公社の経済性が大きく損なわれる。

土地を賃貸するのであれば、それは企業誘致という政策によるものである。だとすれば、土地開発公社の負担が生じないよう、賃貸に出す土地については県が買い取った上で、賃貸事業を行なうべきである。

5 「売れない土地」の問題について県は正面から取り組むべき時期にきていることについて

造成事業においては、長期間売却されない土地が残っている。そしてそれに対応する多額の借入金が土地開発公社の財政状態を悪化させている。

土地開発公社の個別事業に係る借入金は県が債務保証若しくは損失補償をしているのだから、土地開発公社の借入金は県の借入金と同視できる。県は「売れない土地」を土地開発公社に保有させるのか、県が買い取るべきかを含めて、早急にかつ正面から取り組まなければならない段階に来ている。

長浜分譲用地について、土地開発公社所有地には地元の人によって設置・管理・使用されているものもあるが、土地開発公社として使用等を認めた書面はない。

公募によって処分する予定になっていることから、早急に、土地使用者等との間で協議すべきである。

は安来市が当該残地を買い取ることを明記している。

また、分譲に係る登記事務に必要な経費については、安来市からの事務費収入を充てている。

・ 現在制度化している分譲地の賃貸については、企業が工業団地に立地する上での初期投資を軽減するとともに、賃借期間満了後、企業が土地を取得するように誘導することを狙った制度である。

今後の利率の上昇傾向の中で、県土地開発公社の資金調達利率などを考慮した上で利率を設定し、さらに賃貸管理業務に係る経費も評価するなど、県土地開発公社の借入返済に負担を生じさせないように制度化を図っていくよう努めていく。

・ 現在の分譲残地を県が買い取ることについては、県の財政状況が極めて厳しいところから困難である。

今後とも、関係機関と協議を行い、企業立地の制度を改正するなどの分譲促進策を図ることで債務が早期完済できるように努める。

・ 平成18年度より地元自治会長と使用貸借契約を締結し、適正に管理している。

なお、土地の処分については、今年度2回の土地売却公告を行ったが申込みが無く、処分できなかったため、平成19年度に土地価格の再評価を実施し売却することを検討している。

第3 会計処理に関する問題点

2 会計上の問題点

キャッシュフロー計算書は土地開発公社の財務状況の

・ 平成17年度決算より新経理基準を導入し、キャッシュ

<p>明瞭性を向上させるためにも不可欠な計算書である。土地開発公社の財務内容が急速に悪化している現在、その財務体質の改善を図るために早急に作成すべきである。</p>	<p>フロー計算書を作成している。</p>
<p>現行の経理基準における低価主義においては、完成土地に対する時価評価の基準が明確に示されていないが、 今後は土地開発公社においても土地の取得価額と時価の乖離を意識し、全ての保有土地の時価を認識し、含み損の早期把握に努める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新経理基準において強制評価減を行う場合の基準が明確化されたことから、今後は周辺の取引事例等を参考に適正な時価の把握に努める。 なお、平成17年度においては「長浜分譲用地」について、時価評価をもとに簿価を修正した。
<p>旧経理基準要綱第54条 1 項 3 号の普通引当金は、貸借対照表上は「その他の引当金」として計上され、附属明細書においても「負債性引当金」としか記載されていない。したがって、その名称から引当金の設定目的が明確に示されているとはいえない。 これらの引当金について、将来特定の支出を合理的に算出するための設定基準及び取崩基準を明確に規定しておく必要があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度より新経理基準を導入して「退職給付引当金」を除く全ての引当金を取り崩し、整理したことにより、現在は退職引当金のみとなっている。
<p>公有地取得事業の事業収益となる「再取得金額」は、土地の取得価額相当額に一定の事務手数料を加算した金額により構成されている。 平成16年度は約 6 千万円の人件費が建設事務費に配分されていたが、公有地取得事業と土地造成事業に携わった公社の職員は計 8 名しかおらず、事務手数料が実態を反映しているか疑問である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地取得事業のうち、国直轄事業及び用地国債に係る事務費については、従来どおり国が定める事務費率に基づき算出する。 県単用地先行取得分については、先行取得にかかる人件費・事務費について 1 契約あたりの単価を設定し、契約件数に乗じた額とする方式への変更を検討している。
<p>「事業原価」と「販売費及び一般管理費」の振り分けの基準も特になく、決算期になって各事業に係る事務手数料が確定し、その事務手数料と同額になるよう人件費などの経費を建設事務費へ振り替え、残りが販売費及び一般管理費となっている。 建設事務費並びに間接費等の配分基準の適正性及び合理性はないと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事業原価」と「販売費及び一般管理費」の配分基準については、土地開発公社において基準策定作業を行っているところである。
<p>現在の会計処理から作成された財務諸表では、本当に公社の事業に損益が生じていないのか判断することは不可能であり、理事者または県は、土地開発公社の財政状況及び経営成績を適切に把握し、適切な経営判断を行なうことは困難だと思われる。 今後、土地開発公社においては原価の合理的な区分及び按分基準等を作成し、財務諸表に公社の経営実態が適正に表示されるよう改善が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務費按分基準については土地開発公社において基準策定作業を行っているところである。 なお、事業原価は、経理基準の運用に基づいて「用地補償費・工事費・測量試験費・事務費・建設利息」で構成しており、合理的な区分としている。
<p>本来「未成土地」とは販売を目的とした棚卸資産に該当する科目であるが、これまでは、賃貸している土地についても「未成土地」に含めていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期借地権設定土地については、平成17年度決算より、固定資産の部の「投資その他の資産」に表示区分を変更した。

既に完成して賃貸され、さらに定期借地権を設定して相当期間に渡って分譲することが不可能な状態の賃貸土地は「棚卸資産」ではなく、固定資産の部の「投資その他の資産」に表示区分を変更すべきである。

土地取得に係る借入金の利息のうち、本来、土地の取得原価に加算することができる金額は、土地造成事業に係る予定分譲期間内に相当する部分だけである。

また、既に賃貸事業の用に供している土地に係る支払利息、分譲期間経過後の土地に係る草刈費用などの維持管理費を取得原価に加算する処理に合理性は見当たらない。土地の取得原価に「原価性」のない費用が含まれると、決算書上、土地が過大に計上され、あたかも資産価値が増加したように表示される。

また、本来期間費用として処理されるべき費用が、資産に振替られることによって、適正な期間損益計算を害することとなる。

県は毎年度期首に土地開発公社に対し先行取得に要する資金を貸付け、期末に土地開発公社が金融機関から同額の融資を受け県に全額完済し、翌年度に入り、土地開発公社が金融機関に返済する資金を県が再び貸付けている。

土地開発公社に当該貸付を行なっている期間、県は貸付金相当額を他のことに使えない。そしてそれが毎年度繰り返されれば、長期にわたって島根県は当該貸付金相当額を使えない。数十億もの財源が反復継続して結果的に長期にわたって土地開発公社に貸付けられている実態からすれば、『長期貸付金』として一般財源等の別途財源を表面化した上で、議会などでも十分検討されるべきではないか。

また、返済されない限りその貸付が島根県が使える県費を拘束し、財政を硬直化させていることに違いはない。短期貸付を繰り返すという処理をすることによって、財政が硬直化している状況が外部に見えてこない結果になっている。

第4 島根県における債務負担行為の取扱い

島根県において、公有地取得事業については、再取得されるまでは債務負担行為の設定をしていない。

平成12年4月21日付の自治省・建設省通知「『公拡法の施行について（土地開発公社関係）』の改正について」では、土地開発公社を通じて用地を先行取得する自治体は、土地開発公社から用地を買った時点ではなく、土地開発公社と用地取得の依頼契約を締結した時点で債

- 指摘を踏まえ、予定分譲期間を経過している「益田拠点工業団地」については平成17年度決算より完成土地に区分しており、借入金利息及び維持管理費の原価加算は行っていない。

- 当該貸付金は、土地開発公社による用地取得後、県による再取得までの間における資金の立替としてのつなぎ融資を、県の一般財源の負担を生じない範囲で行おうとするものであり、一般財源の負担を生じる長期貸付金とすることは考えていない。また、単年度貸付金として予算議決を得ているところである。

もとより、単年度貸付金は、一般財源を必要としない制度であり、資金管理上の影響はあるものの、この制度が直ちに財政の硬直化を招くとは考えていない。しかしながら、予算計上に当たっては、貸し倒れリスクや資金管理を十分に考慮して精査することは当然のことであり、今後とも当該貸付金に限らず、単年度貸付金については慎重に対応していく。

なお、当該貸付金については、公共事業の縮減に伴い、平成20年度より規模を縮小することとしている。

- 指摘を踏まえ、平成18年度予算より債務負担行為を設定し、予算に計上している。

<p>務負担行為を設定し、予算に計上することが義務付けられている。</p> <p>今後は債務負担行為の設定基準を自治省・建設省通知に統一し、債務負担行為を設定すべきと考える。</p>	
<p>第 5 土地開発公社組織の問題点と今後のあり方について</p> <p>土地開発公社における内部留保は、本来、再投資に充てるか、もしくは県に寄付等の形により還元すべきものであるのに、それをせずに、取り崩して損失に充てることは好ましくない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地の拡大の推進に関する法律第18条第 5 項の規定に基づき、損失が生じた場合には内部留保（準備金）を減額して整理しているところであり問題ないと考えている。
<p>これまで県は長期にわたって、土地開発公社を県と一体のような存在として扱い、県の政策目的を達成するために、土地開発公社に事業を行なわせてきた。それにもかかわらず、県財政が厳しくなり、公共事業を縮小せざるを得なくなった。</p> <p>土地開発公社については、職員の雇用や待遇を含めて、今後のあり方が検討されることになるが、その際には、県全体の土木にかかる業務を、土地開発公社だけでなく、県と「一体」として「事業」「組織」「雇用」の問題を検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のあり方については、本県の財政状況、他の外郭団体との関わり方等、様々な要素を総合的に勘案したうえで、概ね 5 年を目途とした見直し方針を策定することとしている。
<p>総務省が平成12年 7 月に出した「土地開発公社経営健全化対策措置要領」に示された各項目を盛り込んだ経営健全化計画を策定することは、島根県土地開発公社の健全化を進める上でも有効であると考えられる。</p> <p>土地開発公社のあり方の検討において、今後も公社を存続させるならば、適切な土地開発公社経営健全化計画を策定して、それに沿って土地開発公社の健全化が進められることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年10月に、長期に渡る保有地の処分計画を中心とした、「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定した。
<p>第 6 章 情報システムに関する委託</p> <p>第 1 国及び島根県の「情報化」の現状及び問題点の認識</p> <p>島根県においては、これまでは、情報システムの調達・導入を全庁横断的な視点から見てアレンジすることは行なっていなかった。また、情報政策課の情報システム導入・調達における「知恵」が全庁的に共有されてこなかった。</p> <p>情報政策課は情報システムについて県庁内で最も専門性を有する部署であり、情報政策課は情報システムの導入・調達における問題点を十分に認識し、同課が自ら実施する「委託」においては、問題点の解決に向けて工夫をしてきた。だとすれば同課の「知恵」は、「より良いもの（サービス）をより安く」得るために、当然に、全庁的に共有されてしかるべきである。</p> <p>『島根県情報システム運営管理要綱』において、すで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「島根県情報システム運営管理要綱」では、情報政策課統括部長は部長等から協議を受けた場合、その範囲内で情報政策課は一定の助言・指導は可能だったが、情報システムの調達・導入はシステム所管課の予算要求過程で決定しており、CIOや情報統括機関といわれる機能を発揮することは想定されていない。 ・ つまり、全庁横断的な見地からの情報システム構築を行うという機能ではなく、システムごとの最適化（部分最適化）はシステム所管課により行われていた。 ・ このような課題については、全庁的な視点からのシステム見直し（全体最適化）を行う必要があることから「島根県情報通信システム全体最適化計画」を策定した。この中で、情報政策課を情報統括機関として位置づ

に情報政策課は情報統括機関であり、情報政策課統括部長は情報統括責任者（CIO）と位置づけられていたと考えることができる。

「要綱」が実行され、業務主務課からの計画の提出を受けて「情報システムにかかる年次全体計画」が毎年度策定されていれば、あらためて『県最適化計画』を策定するまでもなく、各業務主務課で発生した問題点が、情報政策課統括部長のところで集約されて対応され、また、全庁横断的見地から県庁全体を通じての情報システムが構築されてきたのではないか。

県がめざす、電子県庁の推進、行政サービスの向上のための「行政情報化」は、単にいまある業務を電算化することに留まるものではなく、県庁全体の業務のグランドデザインをしなおすことを意味するのではないか。

だとすれば、情報システム構築は当然に全庁横断的な視点から行なわれるべきであり、そのための手だてが講じられなくてはならない。

第2 情報政策課の「委託」

2 システム開発、運用・保守業務委託

情報システムの運用管理の委託では、システムの運用管理等のために人員が常駐する場合等は、人件費を積算するが、その単価の妥当性は第三者に明確に判断できるものではない。だからこそ、本来は、競争原理を出来るだけ働かせることができるように配慮する必要がある。

なお、使用ソフトの保守料が決まっている場合はそれに従っている（従わざるを得ない）。このような場合も、そもそも事後の保守料金額が明確であるため、導入時の入札等においてそれを含めて検討することが妥当であると考ええる。

委託する理由は、当該業務を実施するに当たり県職員に必要な知識・技術がなく、それを習得するには相当の年数を要するため、外部の専門家に委託して実施させることの方が効率的であるためである。

しかし、開発の後に運用支援、管理等が必ず必要である場合はそれらも含めた金額で入札を実施する等委託全体にわたって競争原理を働かせる必要がある。

情報システムの委託では、県が保持すべき情報（個人情報、保持すべき機密情報等）を取り扱うこととなるので、再委託の管理は重要である。

再委託先についても直接の委託先と同じ程度の情報管理を求めるべきである。具体的には、事前承諾のための再委託の申請書を求めること、及び委託先が外注者をど

け、

- ・ 庁内の情報化戦略に関すること
- ・ 個々のシステムの企画に関すること
- ・ 個々のシステムの調達・導入に関すること

についての権限と責任を持たせ、予算要求と執行にあたっての事前審査制度を導入することによって、指摘のようなCIOという位置づけはしていないが、実質的に情報統括機関として機能できるような体制を構築した。

- ・ 「島根県情報通信システム全体最適化計画」では、今後の情報通信システムの新規開発、更新にあたっては、
 - ・ ライフサイクルベースでの調達（開発から次期更改までの運用保守経費を一括して調達すること）
 - ・ 適切な調達対象の分割
- を推進し、調達の競争性を確保することとしている。

- ・ 個人情報及び機密情報については、島根県情報安全対策基準で外部委託管理安全の対策基準を定めおり、再委託先に対しても、同等の情報安全対策の実施を要求している。また、契約時の注意点として、情報安全対策の監査を実施、是正を要求する権利を含めることとしている。

のように管理しているかを把握する必要があるのではないか。

評価項目を具体的に定めて委託先を選定している以上、SLA管理項目による事後評価以外に、コンペ方式の際に提案した評価項目が実行されたかについての事後評価がなされてよいと考える。

コンペ方式の際はその提案に優位性を認めてそれを選択しているのだから、その優位性がその後どのようにシステムに反映されたかを検証した上で、その結果を整理して書面に残すべきである。

県は県民の利便性の向上の観点から、電子申請サービスが普及したかについて事後評価すべきである。

事後評価をするには、導入決定時に目標値設定が必要となる。しかし、事前に何らかの数値目標が設定された形跡はない。事前に短期・中期・長期の目標設定を行なうべきであろう。

また、システムを開発した以上、利用実態の分析を実施し、当該情報システム利用を促進すべく手立てを講じるべきであろう。1億円以上を開発に投じたシステムの年間利用が千件余りという状況を見ると、当該事業の必要性そのものに疑問が生じる。

3 県立高度情報化センター運營業務委託

IT講習会は民間でもごく一般的に実施されている。高度情報化センターの運営とIT講習の企画・立案・実施という二つの業務のうち、IT講習会の業務は競争入札することが可能であると思われるが、当該委託業務においてしまね産業振興財団が情報化政策実施の「プロデューサー」としての役割を担っていることからすれば、しまね産業振興財団から「再委託」する方法がよりよい方法と考えられる。

その場合には、「再委託」先の選定方法を含めて、ど

今後も、自己点検や情報安全対策監査によりこれらの項目が実施されているか確認していく。

- ・ コンペ（総合評価）方式における評価項目の事後評価は、開発業者や運用業者との定期的な協議や意見交換等の場を設け、確認を行っていく。

なお、「島根県情報通信システム全体最適化計画」では、システムの導入効果の明確化と厳格な評価のため、

- ・ 効果目標の設定と継続的な費用対効果の把握の実施
- ・ 更新期における効果の再検討

をあげ、情報通信システムに対するPDCAサイクルの適用をはかっており、この実現のため平成18年度から情報通信システムの評価を始めている。

- ・ 現在の「しまね電子申請サービス」の導入にあたって、事後評価のための数値目標設定は行っていなかったが、次期システムの導入にあたっては、目標値の設定を行いたい。

利用実態の分析については、毎月開催する運用定例会で利用件数等の把握や問題点の検討を行っている。

利用促進については、平成16年10月の運用開始後も、利用できる手続き数を増やしたり、イベント受付システムを追加するなど、利用しやすいシステムになるよう努めている。

また、平成18年9月には、島根県IT推進会議で島根県オンライン利用促進計画を策定し、利便性の向上と広報・普及を柱とし、さらに利用を促進することとしている。

現在、国、都道府県、市町村においては、ITを活用した住民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図るため、電子政府・電子自治体の推進に取り組んでいる。電子申請は、その根幹となるサービスであり、IT及びブロードバンド環境の一層の普及に伴い、その必要性が更に高まるものと考えている。

- ・ 現在は、設立者である県の意志決定のもと、寄付行為に「地域の情報化の促進に関する事業」を定めている唯一の公共的団体である財団法人しまね産業振興財団に対して、県民・企業のIT利活用の促進に資する事業を一括して委託している。

しまね産業振興財団は、ご指摘のとおり、情報化政策実施の「プロデューサー」としての役割を担っており、事業の実施にあたっては、再委託先の選定方法も含めた事業の実施方法について、両者の間で共同して検討し実

のように行なうことが「より良いもの(サービス)をより安く」得ることになるかを、しまね産業振興財団と県が共同で検討していく必要がある。ただし、その場合、再委託料額には「対価性」が必要である。もしくは、政策的なものとして「委託」を行なうのであれば「公益性の判断」を行なうべきである。

また、県としまね産業振興財団との間の委託契約書において、再委託について適切な定めをする必要がある。その際、情報保持の観点も考慮されるべきである。

高度情報化センターは県営の組織であるので、それをNPOという民間に「再委託」することについては、慎重に行なうべきである。すなわち、県としまね産業振興財団との間の委託契約書において、情報保持の観点も含めて、再委託について適切な定めをして、これを管理した上で行なうべきである。

当該委託における2つの業務(高度情報化センターの運営とIT講習会実施)は別々の業務と考えられる。したがって、業務の効果測定や事業の必要性の判断は、業務ごとにそれぞれ実施する必要がある。

IT講習会に係る事後評価としては、情報リテラシーがどれほど向上したかの効果測定がなされるべきである。

施している。

業務の実施にあたっては、地域ITリーダー育成の一環として、中部情報化センターについてはセンター運営業務を、西部情報化センターについてはセンター運営とIT講習会業務を各地域のNPO法人に対して再委託して行っている。

なお、東部情報化センターのIT講習会業務の再委託先の選定については、平成18年度から提案競技方式を採用することにより、競争性を確保した上で優れた提案を安価で調達し事業を実施している。

また、県としまね産業振興財団との間の委託契約書には、再委託先への指導も含めて個人情報の取扱いに関する事項及びNPO法人への再委託に関する事項を追加し、適正な委託業務の実施を図っている。

・ 2つの業務は、内容的に別々とも考えられるが互いに密接に関連しており、事業効果を高める観点から、県民・企業のIT利活用の促進に資する事業を一括して委託し実施しているが、ご指摘のように、業務の効果測定等については、それぞれの業務ごとの実績を踏まえ行うよう検討したい。

なお、IT講習会に係る評価指標は受講者数を用いているが、講習目的が地域ITリーダーの養成にシフトしていることから、受講者の技術的な向上度や地域ITリーダーとしての活動実績等を新たな指標候補の一つとして効果の測定手法について検討する。

第7章 島根県産業技術センターからの委託

第2 監査結果(全般について)

研究開発の目的は、新技術が完成し、それが利用されて県内産業が活性化し、企業誘致がなり、雇用人口も増えることが「成果」である。

そこで評価にあたっては、研究開発の中身の目標(特許等の数、その他)とともに、商品化・事業化の件数やそれによる売り上げ増、雇用創出数等適切な指標を定め、それらについてできる限り数値目標を設定し、この目標が達成されたか否かを中間・事後・追跡評価(検証)していくことが必要と考える。

・ 産業技術センターでは、新産業創出プロジェクトの各プロジェクトごとに特許等の出願、商品化・事業化の件数を重点化プロジェクトの推進期間である平成18年度末までの数値目標を立て、実績管理している。

商品化・事業化目標件数

- ・新機能材料開発PJ: 2件
- ・新エネルギー応用製品開発PJ: 1件
- ・健康食品産業創出PJ: 10件
- ・プラズマ利用技術開発PJ: 2件
- ・VR利用技術開発PJ: 2件

特許等出願目標件数

- ・新機能材料開発PJ: 8件
- ・新エネルギー応用製品開発PJ: 3件
- ・健康食品産業創出PJ: 4件

	<ul style="list-style-type: none"> ・プラズマ利用技術開発PJ：2 件 ・VR利用技術開発PJ：9 件 <p>また、新産業創出プロジェクト全体としては、平成24年度に工業製品出荷額 1 千億円、直接・間接の雇用創出 5 千人を目標に掲げ取り組んでいる。前者については、技術移転先企業の直接的効果の他、当該企業で事業化される加工技術や材料の利活用企業（2 次利用）の効果分も含み、後者については、産業連関表を用いた他産業への波及分も含めている。したがって、これらの実績を統計データとして把握することは困難であるが、当該企業への聞き取り調査などにより出荷額及び雇用の実績数値の把握に努め、検証していく。</p>
<p>限られた予算の中で研究開発を行なう以上、研究全体を見渡しての優先順位の判断や場合によっては取捨選択の判断が必要になる。</p> <p>新産業創出重点プロジェクトに再編されたものも含めて、進行中の全ての研究テーマを一覧できる、全体的ロードマップを作成する必要があると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究全体が一覧できるロードマップは必要であると考えており、現在、新産業創出プロジェクトを含めた全ての研究課題が一覧できるロードマップを作成中である。
<p>産業技術センターで開発した技術には、高度な技術も多く含まれる。また、企業との共同の技術開発の場合、特許等の知的所有権や企業機密の保持の点から、公開できない情報、守秘義務等が問題となるものもある。</p> <p>開発した技術が県内企業育成、県外からの企業誘致に結びつくよう、特許許諾の要件を工夫するなど、より一層の努力・工夫を望みたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と共同研究（特許を共同出願）を実施している日立金属株式会社が新たに県内に「表面改質センター」を開設するなど、産業技術センターの研究は企業育成や企業誘致に活かされている。今後も研究成果が更なる効果を生み出すよう、努力していく。
<p>産業技術センターでの研究開発は専門性が高いため、県民にはなかなかわかりにくいものである。だからこそ、研究開発についての情報を県民にできる限り、わかりやすく提供する努力は必要である。公開可能な情報については、速やかな掲載を望みたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究課題の選定理由、終了時の成果等について、平成16年度から数値を用いるなどしてホームページ等で公表するようにしている。公開可能な情報は、県民にできるだけ分かりやすい情報にして、速やかに掲載する。
<p>第3 個別の委託料の検討</p> <p>X e / K r 分離技術開発の実証研究委託では、特殊ガス精製にかかる特殊な装置の製造を委託先が他社に発注しているが、装置製造には、委託先の設計どおりのものを作成する専門性、技術が要求されるので、質・量の確保のために再委託を管理する必要がある。</p> <p>また未完の研究開発にかかる装置なので、情報保持の必要性もあるとすれば、当該委託においては再委託として管理されるべき内容だと考えられ、契約条項にのっとって文書によるあらかじめの「承諾（ないし了承）」を行うべきであった。</p> <p>実験と装置製造という2つの委託業務は分離可能であ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託となる場合は、その適正を判断し、契約条項に則って文書により承諾する手順を踏むようにする。 ・ 分離すべきか、又は一括で発注すべきかは、委託の業

<p>と思われる。今後の研究開発委託に際しては、一緒に委託をする場合と、分離して委託をする場合のどちらがよりよいかという観点での検討を望みたい。</p>	<p>務内容を十分検討し、適正に判断していく。</p>
<p>再委託を認める場合は、あらかじめ書面による同意が必要であり、これらは契約書に明記されるべきものである。</p> <p>産業技術センターは、契約書で委託経費の配分の変更は受託者が報告する事項と規定しており、受託者が再委託を行う場合は見積書に記載した配分を変更することになることから、基本的には禁止条項と同様な効果を持つものと考えているとの見解であるが、本来は、経費配分の変更と再委託とは別の問題であり、それぞれ規定する趣旨は異なっている。</p> <p>一般的には「経費配分の変更」の規定だけでは、再委託を捕捉できない可能性もあり、たとえ別の規定で再委託を管理できるとしてもなお、契約書に再委託禁止条項を置いて再委託を管理すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に再委託禁止条項を置いて、再委託を認める場合は、あらかじめ書面による同意が必要であることを明記する。
<p>第8章 県警察本部の委託</p> <p>～交通安全協会への委託を中心に～</p> <p>第2 総論</p> <p>2 積算について</p> <p>交通安全協会の『収支計算書』によれば、県の積算した人件費額よりも、交通安全協会が実際に支出した人件費額が、それぞれ100万円以上多い。「委託」は業務に見合った対価が支払われるものなので、委託先が身銭を切って委託内容を実施するようなあり方には納得のできないものが残る。</p> <p>一方、人件費以外の部分では積算よりも実際の支出額が少ないために、全体の合計額では、積算額と実際の支出額が一致している。これを見ると、交通安全協会は他の経費として積算したものを、人件費に回しているように見える。</p> <p>委託料において、他の経費として積算したものを削減して人件費に回した結果、委託の本旨である委託内容が実施できないのであれば、それは許容できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全協会へは、「委託料の総額」のみを提示（以下「総額提示方式」という。）しており、県の積算内容を示していないことから、指導・監督費として積算されたものを、収支計算書では人件費の項目に計上するなど、積算内訳と収支計算書に違いが生じているが、委託業務は契約書及び委託業務処理要領に基づき適正に実施されている。 ・ 平成18年度からは、事前見積りの徴取及び積算内訳の提示を行うとともに、委託料の執行状況を検証し、以後の積算に反映させることとした。
<p>第3 交通安全協会への各委託の検討</p> <p>1 道路使用許可に関する調査業務委託</p> <p>需用費等は、積算よりも『収支計算書』の決算額が少ない。削減されたそれぞれの費目は、当該委託の内容を実施するために必要であったから積算されたものなので、これで本来予定されている業務ができるのか、疑問をぬぐえない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総額提示方式のため、委託を受けた交通安全協会が、委託業務に必要な経費を、提示された委託料総額の中で執行していたものであるが、委託事業は、契約書及び委託業務処理要領に基づき適正に実施されている。 ・ 平成18年度からは、事前見積りの徴取及び積算内訳の

あるいは、人件費額のみが実際の支出額であって、決算額と数字が一致するようにその他の経費は数字だけ減らしているかのいずれかのことが起きており、いずれの場合も問題である。

今後、県において、まず、当該委託にどこまで何を求めるのかももう一度、確認した上で、委託契約で予定されている質の業務が実施されたかをきちんと確認すべきである。さらに、この削減された費用で委託内容が実施されているのであれば、積算自体のあり方を見直す必要がある。

2 運転免許関係事務委託

人件費については交通安全協会に支出超過が生じている。一方、人件費以外の費目は軒並み削減されている。また、県の積算には指導・監督費1,250,000円が計上されているが、収支計算書ではこれに相当する費目がない。41名の職員を指導監督する立場の者は当然必要である。

また、研修を行わない、福利厚生費を大幅削減し、その他経費もほとんど削減しているのが疑問である。

当該委託にどこまで何を求めるのかももう一度、確認した上で、委託契約で予定されている質の業務がなされているかを確認すること、各費目を削減しても委託内容が実施できるのならば、委託料の積算を見直すことなどを検討すべきである。

3 運転免許停止処分者講習等委託

『収支計算書』で目に付くのは、旅費・研修費関係の費用の減額である。その費用が不要ならば積算に加えるべきではないし、必要ならば費用をかけて実施すべきである。

当該委託の内容は違反者への「講習」であり、県は講習によって違反を減らすことを目指している。そのためには、高い質の講習を行なう必要があり、「研修」は講習の質を高めるためのものである。とすれば、「研修」は、委託の本旨に直結することがらなので、これを削減したのでは、委託した内容がきちんと実施されないおそれがある。委託契約で予定されている質の業務がなされているか、委託料の積算が妥当かを再検討すべきである。

また、県積算にはある指導・監督費(1,250,000円)に相当するものが『収支計算書』に見当たらない。

5 優良運転者講習委託

「警察署における優良運転者講習実施要領」によれ

提示を行うとともに、委託料の執行状況を検証し、以後の積算に反映させることとした。

- ・ 従事者を指導・監督するための経費として県の積算に計上している「指導・監督費」は、交通安全協会の収支計算上ではすべて「人件費」として整理されたことから、積算内訳と交通安全協会の収支計算書に違いが生じているが、委託業務は契約書及び委託業務処理要領に基づき適正に実施されている。

平成18年度からは、事前見積りの徴取及び積算内訳の提示を行うとともに、委託料の執行状況を検証し、以後の積算に反映させることとした。

()

- ・ ()に同じ。

- ・ 交通安全協会に対して、定時集合方式による講習の実施など委託契約書に定める講習実施要領に沿った講習の

ば、優良者講習は講習時間30分のうち、20分は講師が説明等を行うことになっており、委託契約書でも、優良運転者講習は同要領に従って行うことと明記されている。

しかし、実際には、警察署によっては、ビデオを常時流していて、対象者はそれを随時見て帰っており、同要領どおりの講習が行われていない。当該委託の積算は、講師が講習を行なうことを前提になされており、これは委託契約違反であると同時に要領違反である。

また、講師が講習をしておらず、ビデオ講習となっている交通安全協会については、講師の人件費は収入超過になるはずである。

優良運転者講習を、講師によるか、ビデオによるかは当該講習に何を目的にどこまでのことを求めるかを明確にした上で決定すべきであり、ビデオ講習の方法が妥当であるとするのであれば、しかるべき手続きを経て要領を見直すべきである。

6 原付講習委託料

1回10名の受講者がいることを前提にして、委託料は実際に受講した人数(件数)に単価3,847円をかけた金額になる。この積算方法は実績で計算するので、1回10名という前提が崩れると交通安全協会は、支出超過になる。

このような委託料の積算方法では、受講者が少ないという実態からすれば、交通安全協会に支出超過が生じ続けるのではないか。交通安全協会自身がそれでよしとしても、構造的に受託者に支出超過が生じ続けるとすれば問題であろう。受講者の利便性、公平な公共サービスの提供ということから考えれば、講習会実施回数による積算への変更、実施回数を減らす等の方策を検討すべきである。

7 自動車保管場所証明調査業務委託

必要人員12.48名各自に1台の自動車の費用が積算されている。当該委託業務についての使用車両は、交通安全協会所有車両7台(6警察署)のほか、職員個人所有の車両11台を借り上げて使用しているとのことであるが、そうなると、1,000件を下回る警察署を中心にして当該委託業務の人員配置等に疑問が生ずる。

当該委託は違反者への指導という面がなく現場調査のみである。また、法による指定もなく、随意契約にする根拠は薄い。今後、入札によることも検討すべきではないか。

8 自動車保管場所入力及び標章作成業務委託

実施について指導し、その後は同要領に基づき適正に行われている。

- ・ 実施回数を減らすことは免許取得機会の減少など、見直しには県民に対する利便性、公平な公共サービスの低下につながりかねない事情があることなどを踏まえたうえで、今後の実施状況等を検証しながら積算等について検討したい。

- ・ 車庫証明の調査業務は、1件当たりの単価契約であり、調査件数の少ない警察署配置の調査員は、調査業務をパートタイムで実施し、借り上げ車両も調査業務の範囲内で使用している現状であり、委託業務の人員配置等は適正に運用されている。
- ・ 一般競争入札の導入に向け検討を行っている。

<p>「自動車保管場所証明調査業務委託」と同様の趣旨で入札により行うことを検討すべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札の導入に向け検討を行っている。
<p>第 5 交通安全協会以外への委託</p> <p>通信指令システム開発事業者に保守管理業務を委託することについて、今後はシステム導入時に保守費用まで見込んだ形での競争入札を行なうことで、トータルコストを下げる工夫が必要になる。</p> <p>また、他社でもメンテナンスができるようなシステムを要求するという方向も考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度から新たにシステムを導入する際は、導入経費、機器等の使用賃借料、保守経費等を一括した一般競争入札を行っている。
<p>第 9 章 公の施設の管理運営に関する委託について（指定管理者制度への移行）</p> <p>第 2 県営住宅管理委託について</p> <p>住宅供給公社選定にあたっては競争原理が確保されていない。西部地区は県が直営で管理していることから、合理的な積算を実施するための一方法として、西部地区での県営住宅管理にかかるコスト（人件費を含めて）との比較が行われてもよいと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度より隠岐地区を除く全県域において指定管理者制度を導入し、公募により指定管理者を選定したところであり、これにより県営住宅の管理については競争原理を確保できたと考えている。 <p>なお、指定管理経費（公募額）の算定にあたっては、県が直営で管理する場合との比較を行っている。</p>
<p>業務委託契約書においては、再委託を認める業務を『別表 3 「施設保守点検業務」に係る業務』と特定しているのに、実際には1,000万円を超えるような修繕工事等についても再委託を行っている。その場合、あらかじめの承諾は実施されていない。保守点検業務以外の「修繕工事」を再委託することは契約条項に反する。</p> <p>そもそも修繕工事等は住宅供給公社自身が行なうわけではなく、必ず再委託又は再請負となるのであるから、これを適切に管理すべきである。</p> <p>本来は、実際の業務の実態に鑑みてどこまでの再委託管理が妥当かを検討の上、業務委託契約書の文言を更に詳細な記述とするか、別途、再委託の規定を定めて管理すべきものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅管理業務の再委託については、指定管理協定書において指定管理者が管理業務の全部を委託することを禁止し、あらかじめ県の承認を受けた場合に業務の一部を委託し又は請け負わせることができると規定した。 <p>また、設備保守点検業務や修繕業務など再委託・請負が想定される業務について、業務仕様書、業務基準を定め、毎月提出される業務報告等により実施状況を把握することとしている。</p>
<p>第10章 委託の本質をどう考えるか</p> <p>第 2 委託の本質</p> <p>「委託」においては、対価性の確保を前提として、「より良いもの（サービス）をより安く」手に入れることが、県民の最大の「幸福」「益」につながるものあり、それを目指して「委託」は実施されなくてはならない。したがって「委託」においては、「対価性」が確保されることが、県費支出が正当化される前提になるのではないか。</p> <p>支払った「委託料」と「成果」が見合わないという場合、その部分については県は得るものがないのに県費を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託に係る対価性の確保は当然に必要と考えており、予算編成においては、委託する業務に見合った適切な委託料の算定に努めているところであるが、さらに、各所属において適切に委託が執行されるよう徹底を図っていく。

支出したことになる。その場合、「委託料」という県費支出は正当化できなくなる。

ここで「委託」に「委託内容を実施すること」以外の目的を持ち込むと「対価性」が確保できなくなるおそれがある。仮に、政策目的の実現のために行なうものであるならば、「補助金」と同じく「公益性のチェック」を行なった上で実施すべきだ。

第3 県民にとって最も「益」になるように「委託」をすすめるために

委託した内容がきちんと実施されているか、振り返りかえてみたときに委託した内容と委託料は見合っていたのかと同時に、委託に求めた効果が得られたのかを確認する必要がある。

委託の効果の測定について、特に調査・研究などについては、委託の前に委託によって何を求めるかをはっきりさせておくこと、そして、得られた成果物によってそれがどこまで達成されたかを何らかの形で把握する努力をすべきだ。

不要な委託を続けることにならないためには、継続的に「業務の見直し」をすべきである。そして、事業実施の必要なしとの判断に至った場合には事業廃止すべきであるし、当該事業は県として行なう必要がないと判断した場合には、「民営化」の方向の判断もありえるだろう。

次に、何のためにその事業を行なうか、その目的を達成するためにどこまでの質でどこまでの量のもの（サーピス）を求める必要があるのかを具体的に自覚し、明確にしておかないと、過剰品質を買い込むことになりかねない。限りある県費を有効に使うためには、業務に求める質・量が適正かを常に自覚し、明確にすることを意識すべきである。

外部委託の方法によるべきかを判断するにはコスト比較が必要になるので、県は自らが行なう場合のコストを明らかにしておかねばならない。

その場合、「委託」に要するコストと比較すべき県の「コスト」は、事業費だけではなく、事業費に職員の人件費等を加えた総コストでなくてはならない。

委託実施の後、最後に、委託料に見合った効果（委託内容）が得られたかや、競争入札、随意契約のあり方、委託料の積算、再委託のコントロールという委託実施の振り返りだけでなく、その前提になる、業務の必要性の判断、必要とする業務の質と量の判断、外部委託すると

・ 委託に限らず、県が行う事業については、その内容や成果を評価し、その結果を事業の改善に反映することが必要である。

県においては、平成15年度から行政評価システムを導入し、各所属において、統一的な視点と手段によって事業を評価し、翌年度の事業の改善を行うことで、行政の効率化・成果の向上を図っている。

予算編成においても、行政評価による判断結果を踏まえて行うこととし、その旨を予算編成方針として定め、徹底を図っている。

・ また、平成16年10月には中期財政改革基本方針を、平成18年2月には県行政に関する集中改革プランを策定し、委託に限らず事務事業全般についての聖域なき見直しにより事業の廃止・縮減を徹底して行うとともに、公の施設への指定管理者制度の導入や施設の民間移管などを既の実施しているところである。

さらに、予算の執行段階においても予算執行方針で、最小のコストで事業効果が発揮されるよう各事業の見直しを行い、執行に反映するよう定め、その徹底を図っているところである。

今後も、低コストで質の高い公共サービスの提供に向けた取組みを促進する。

いう判断の妥当性も含めて全て振り返って検証し、見直し(フィードバック)をすべきである。

第 4 再委託について

委託先でない者が業務を行えば県が得るサービスの質や量を確保できない可能性がある。また、委託先が勝手に再委託したのでは、再委託先には契約の効果は及ばないため、情報の保持はできなくなる。このような「不都合」が生じる可能性があることから、県は再委託を管理する必要がある。

この場合、委託業務の内容、性質を含め、当該委託契約において達成しようとした目的にかかる本質部分によって異なることから、「委託の本旨」に応じた再委託の管理が必要である。

委託契約に際しては、再委託を認めていいか、認めるとして委託先の裁量をどこまで認めてよいか、県が再委託にあたってどのような条件を付する必要があるか(報告義務等)を「委託の本旨」に立ち戻って検討し、その上で判断がなされるべきである。

再委託についての取り決めにあたっては、最低限「あらかじめの文書による承諾」により、県が再委託を把握することは不可欠と考える。

なお、実質的に再委託が管理できる場合であっても、契約書の再委託の条項によって管理すべきである。

- ・ 不適切な再委託により効率性が損なわれることがないよう、また、経済的な合理性に欠ける事態を防ぎ、適正な履行を確保するため、出納局が示している標準契約書では、原則的に再委託を禁止しており、再委託を認めるか否かについては、各事業執行所属において、各々の契約に応じて、その必要性を十分に見極めて判断していく。
- ・ 再委託を行うにあたっては、文書による事前承諾を前提として、再委託の内容、再委託中の執行管理や業務終了時の履行確認などについて、書面により管理していくべきと考えている。

第11章 監査を終えて

～いくつかの今後の検討課題～

「合理的な積算」を行なうための、そして「より良いもの(サービス)をより安く」得るためのひとつの方法は「一覧と比較」である。個々の委託を実施する場合にも同じように全庁分の横並びのデータをそれぞれの立場から比較してみることで、実施する委託との、例えば単価の比較、条件の比較を行うことは「合理的な積算」をする上で役にたつのではないか。

また、特定の種類の委託を頻繁に行なう部署には「合理的な積算」を含めた「より良いもの(サービス)をより安く」得るためのノウハウが蓄積される(例えばシステム開発なら情報政策課等)。そのような県庁内の「専門家」のノウハウは、全庁的に共有すべきである。

契約の相手方の固定化、競争性の排除は委託者と受託者との「緊張感」の喪失を招き、提供されるサービスの低下、価格の硬直化につながる可能性が高いと考えられることから、3年以上同じ委託先への委託が続いた場合には委託を全体的に見直す等のルールを作るなど、何

- ・ 適切な委託料の算定のためには、同種の業務の比較は有効な手法であり、予算編成においては同種の業務の単価なども参考にしながら、金額の算定を行っている。
 なお、専門的なノウハウを要する情報通信システムの開発については、平成18年度から情報政策課において、一元的に全庁的な視点から最適化を図っている。
- ・ 随意契約事務の改善を図るため、平成18年3月6日付け会第447号により「随意契約事務の改善について」を示し、機会均等、契約の透明性及び公正性の確保並びに適正価格の把握に努めることも含め、各事業執行所属において、慎重に事務の執行に当たるよう指導をしている

らかの方法で「緊張感」を維持する必要がある。

健全な財政運営には、まず、判断材料として必要な情報を適切に収集すること、そして、それが時期を失せず
に執行部及び議会等に提示されることが必要である。

これまでの県の会計のあり方について、どのような情報が欠けていたか、どのような開示が必要だったか、という視点から検証し、健全な財政規律を確立する必要がある。その際、ひとつの指針となりうるのは、複式簿記に基づく企業会計であるとする。複式簿記の導入を含めて、自己をより正しく映す自治体会計のあり方を模索することが必要である。特に、財政状況のストックによる詳細な情報の把握は、特に有益であるとする。

ところである。

・ 県の財政状況については、地方自治法第243条の3の規定に基づき、毎年5月と11月に予算の執行状況、債務負担行為の概況、財産・地方債及び一時借入金の現在高、公営企業の経理の概況等について公表している。

また、平成17年度からは

自らの財政状況について他団体と比較可能な指標で情報を開示し、財政運営上の課題の明確化と財政構造の改善を図るため、財政比較分析表の作成・公表

資産及び負債の状況等を総合的に把握するため普通会計に公社、一定の出資法人等を加えた連結バランスシートの作成・公表を行っている。

なお、複式簿記の考え方などを導入した新しい公会計の在り方については、国の新地方公会計制度研究会において研究報告書が取りまとめられ、検討が行われているところである。